

平成22年度第3回協働事業評価会

平成22年11月29日午後1時00分

区役所第二分庁舎分館1階会議室

出席者 久塚委員、宇都木委員、竹内委員、野口委員、的場委員、伊藤委員、村山委員  
事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、永澤主事

久塚座長 第3回の協働事業評価会を開かせていただきます。本日定足数に達しております。ヒアリングの前に事前配付の資料を含めて、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。まず、本日の議事ですが、これから実施2年目の2事業のヒアリングを行っていただくこととなります。それから、次が協働事業評価書の作成についてということで、二つありまして、一つ目が評価点の決定。これは前回ヒアリングをした2事業の評価点を決定していただくようになります。それから、次が評価コメントのまとめ。これは前回評価点を決めたものについて、事務局のほうでコメントをまとめたものを事前にお配りしてあります。それについての修正等について協議していただくようになります。

それから、時間があるかどうかかわからないのですが、評価書様式の改正案についてを行う予定です。

本日お配りしました資料ですが、まず①、②と二つあります。それが協働事業評価書で、本日ヒアリングをしながら委員に記入していただくメモ書き用のシートとなっております。それから、参考資料として協働事業の評価にあたっての主な着眼点、A4の1枚のものを配っております。そのほかに事前配付資料としまして、まず本日ヒアリングを行います「働く人のメンタルヘルス」、それから「高次脳機能障害者支援協働事業」の自己点検シート、相互検証シート、それから協定書、契約書をそれぞれつづったものを事前に郵送で配付させていただきます。

それから、そのほかに各委員の評価をまとめました、今日評価点の決定のときに使う「ほっと安心地域ひろば」と「思春期の子育て支援事業」のシートを事前にメールでお送りしてあります。それから、事前配付資料Ⅲで評価コメントをまとめたシートということで、前回評価点を決めていただいたもののコメントをまとめたシートを「乳幼児文化体験事業」、それから「中途失聴・難聴者リハビリテーション事業」、あと「神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業」、この3事業についてのシートを事前に配付させていただ

いております。委員で今日お持ちになっていない方、いらっしゃいましたらお知らせください。

あと、それからもう1枚、薄い緑色のA4のチラシで、四谷のために“ともにできること”を探るということで、12月12日に四谷地域センターで行います地域団体とNPOとの交流会のお知らせをお配りしております。

配付資料については以上になります。

久塚座長 はい。そろっていますね。

(NPO法人ストローク会・保健予防課担当職員着席)

※NPO法人ストローク会の発言については「ストローク」と表記する。

久塚座長 では、ヒアリングの進め方について、事業の概要と実施状況について提案団体から説明をしていただいて、それから事業課から補足の内容をいただいて、そして質疑を行うという形で、それが約30分。その後、委員と事業課と団体の3者によって意見交換を25分間程度、そして入れかわっていただいて二つ目の事業について、また同じ要領で進めるということになります。その後、今日行った二つのヒアリングについて、委員間で意見交換をするという流れになります。よろしいですかね、それで。

では、そろっておられますか。

事務局 はい。

久塚座長 どうぞおかけください。今日はお忙しいときにどうもありがとうございました。提案事業についてご説明をいただいて、それから補足を保健予防課のほうからいただくということで、あわせて約10分間になります。そして、それを伺った後に委員のほうから質問させていただくという形になりまして、そしてそれを終わった後に、この事業をよりよく進めるために委員も意見を持っているでしょうから意見交換という形になって、全部で約55分間話し合いの時間をとらせていただきます。よろしく申し上げます。

では、働く人のメンタルヘルス事業ですけれども、ストローク会のほうから5分ということですのでごく短いのですが、よろしく申し上げます。

ストローク ストローク会の副理事長をいたしております金子鮎子でございます。よろしくお願いたします。

久塚座長 よろしく申し上げます。

ストローク この働く人のメンタルヘルス事業は、今年2年目で区との協働事業ということでやらせていただいております、その中身的には変わらないのですが、一応事業としては対象が二つございまして、一つが当事者ないしは家族に対するメンタルヘルス、それからもう一つは中小企業向けの事業。それぞれ三つございまして。去年の協働事業は新宿区の保健予防課と、産業振興課のほうを担当していましたが、今年は保健予防課のほうだけということになっております。その辺が一つの変化です。

それで、当事者の家族向けの事業ということが一つで、これが3種類ございまして、一つが講演会。それから、もう一つがリワーク講座。これは去年5日間だったのですが、今年は6日間にふやしてやっております。それからあと一つ、個別相談というのが当事者・家族向けです。

それから、もう一つ、中小企業向けというのがございまして、これがやはり三つ。一つが事業所向けの事業主ないしは人事・労務担当者の方への講演会。それぞれの企業によって要望が違ふと思いますので、その企業のご希望によってテーマを組み立てて講演会をやるということです。次に企業にお邪魔してやる出前講演会というのがございまして。それから、あと一つ、企業向けとしては個別の労務相談というのがございまして。今年も2回目ということでやらせていただきました。

今年は、皆さんにもうちょっと利用してほしいなということもございまして、2年目ということもございまして、PRを早目にスタートしようということで、チラシがどうしても区の関係の施設のところに置いてありますと、上のほうぐらいしか見えないのです。上のほうが目立ってみんなにピックアップしてもらえようということで、カラーのチラシをつくりました。

そういうことでPRしましたけれども、ある意味では当事者向けのほうは去年とそう変わらないのですが、ただスタート時期が早かったもので、前期は6月ごろからスタートしたのですが、そのころからのと後期のほうの分とでいいますと、後期のほうが参加者が若干多く、講演会などもふえております。当事者向けの講演会は、1回目が東京都の都立中部総合精神保健福祉センターの井上先生という精神科医のお話がありまして、2回目は10月29日、東京障害者職業センターのカウンセラーの方をお願いいたしまして実施いたしました。1回目は10人の参加でして、それから2回目が19人の参加でした。幾分PRする期間もあったのと、この事業が浸透してきたのかもしれませんが、そういうことで参加者は多くなっております。

それから、リワーク講座につきましては、1回目が6月4日から6日間。少し間を置きましてやっておりますけれども、2回目が11月2日からやって、あしたで一応リワーク講座としては終了いたします。これは大体、講演会に出た人から出席した人で、大体前期は7人ぐらいの方が毎回来ていて、お休みが今回非常に少なかったのですけれども、それから後期のほうは6人が実質的に参加されていて、申し込みはちょっとあったのですが、精神科の病院に入院中の方もいらしたりして、その方はちょっとまだ無理かなということでご出席されていないということがございました。

ただ、個別相談については、この夏、暑かったですので、途中まで来たけど、ちょっと今日は帰るといような方もいらっやして、結果的には少なくても2人ほどの申し込みということで動いています。

それから、このリワーク講座が終わってからご本人の個別相談がございますので、これが12月から予約が今2件ほど入っているところでございます。

それから、中小企業向けとしては、前期は6月3日にやりまして、これは精神科医として新宿区でクリニックをやっている先生にお願いしました。それから、2回目は大型スーパーのイオンの産業医の増田先生という方に来ていただきました。これも1回目が35人、2回目が24人と、数はちょっと減ったのですけれども、なかなか中身のあるいい勉強ができたというふうに皆さんアンケートをいただいております。

それから、出前講座については3回、予約が今2回希望しているところが1社ございまして、予約がかなり進んでおります。

個別労務相談については、今までうつ病を持った従業員へどう対処したらいいかということで、5社ほどの申し込みがありまして、それで、4社ほど実施いたしております。これは中身としては、うつ病の社員が提出した辞表をどうしたらいいかとか、不適應な社員についてどうしたらいいかと、うつ病が疑われる職員がいるのだけどどうしたらいいかとか、そういうふうなことでご相談を受けているという状況です。

去年皆様からもネットワークをもうちょっとしっかりしたらどうかみたいなお話がありましたけれども、今年は2年目ということで、少しそのネットワークのほうの動きが出てきております。それは保健予防課のほうのいろんなご協力もあったのですけれども、一つは精神科の先生の中でのネットワークを組もうみたいな動きが出てきているということ。それから、もう一つは地域産業保健センターですか、そこの方々との連携が少しずつ進んで、もう少し新宿区の中でもメンタルヘルス、特にうつ病関係のお互いの連携がうまくい

くのではないかなというような芽が出てきているということがプラスかなというふうに思っております。こんなところですよ。

久塚座長 非常に丁寧に説明していただいて、わからないところはまた委員から説明させていただきますので。担当の事業課のほうからはどうですか、補足することはございますか。

事業課 大丈夫です。

久塚座長 それぞれ人数まできちんとご報告いただいてどうもありがとうございました。委員のほうから質問があればどなたからでも。

伊藤委員 検証シートを見る限りにおいては、区の中でも関心を持たれているということと、いろんな医師会ですとか、そこら辺とのネットワークの構築ができたような形になっているので、そういう面で波及効果は出ていると思うのです。

それと、先ほどストローク会さんがおっしゃいました数字的なもので、目標と実績との数字がどうなっているのか、そこを言っていただきたいのと、それと中小企業の中でひとつうつ病がこの対象になっているのですが、参加している方はうつ病だけではないですね。精神障害の方が来られているわけですね。だから、そういう大きなくくりでとらえちゃっていいのか。

そのときに独立行政法人がやっている障害者の職業生活相談員とかありますよね。そういうのが参加された企業にストローク会さんのほうからこういう制度がありますから、ぜひ会社の中でこういう資格を取っている社員がいたほうがいいですよとかいうアドバイスがされたのかどうか、そこら辺についてお願いします。

ストローク 参加した方は、去年は統合失調症系統の方も多少いらっしゃったのですが、今年うつ病とか、それから新型のうつ病の関係の、こちらもそういうつもりでおりましたけれども、そういうお話がほとんどで、中にはあったかもしれませんが、そういうお話はあまり出ませんでした。

それから、職業生活相談員ですか、それについての問い合わせよりも、やはりご自分の企業の中でそういう相談員というのがあることは知っていらっしゃるかと思うのですが、そういう質問や何かはあまり出ませんで、そういうふうなやりとりをする時間はあまりなかったというのが実態です。ただ、当事者のほうの講演会などでは、そのいろんなそういった情報を提供する機会もできましたけれども、企業向けにはそこまでしませんでした。

久塚座長 伊藤さん、1番目のご質問についてはよろしいですか、具体的な数値として

目標を立てるのはなかなか難しいと思うのですが、結果的にどうだったということをおっしゃったのと、ストローク会が掲げている目標と、2年目に入っているもののずれみたいなものはございましたかという質問だと思うのです。

ストローク そうですね、目標値としては去年も今年もそう変わらず一応設定したのですが、それは企業のほうが主ですか、当事者のほうは。

伊藤委員 両方。例えば経営者向けの講演会に企業10社を予定しているのが、先ほどストローク会さんが言われた実績の数字が目標を上回っているのか、そこら辺だけです。

事業者 はい、去年のほうが数は多かったです。これはタイミングとか企業さんのご都合とかもありますけど、これは主として東京商工会議所の企業さんにPRさせていただいたのですけれども、去年は目標以上でした。今年は少し目標を下回りました。あとちょっと足りない。

久塚座長 では、ほかの委員の方。

野口委員 保健予防課のほうの自己点検シートの中で、事業の受益者、在勤・在住の勤労者で、うつ病で休職中というのは大体どのぐらいの数字をつかんでいるのですか、行政として推定で結構ですから新宿区にどのぐらいいると思いますか。

事業課 うつ病の患者さんというのは、こちらのほうで把握できる数というのが、自立支援医療の申請者の方が何の疾病で出しているかというところでちょっと見るぐらいしかないのですけれども、それで見ると、2,000人ちょっと自立支援医療を交付している方がいて、そのうちの半分までいかないのですけれども、4割ぐらいの方は気分障害、合併している方もいらっしゃいますけれども、うつ病等の気分障害を持っている方ということで、比率を見ますと統合失調症よりも多い、一番多い割合を占めているというふうなことで把握をしていますけれども。

野口委員 はい。

久塚座長 野口さんが聞いたかったのは、受益者のところに具体的にそういうのが出ているので。行政としてある程度把握しておられるのですよねということですよ。

野口委員 ええ。区としてのニーズですね、基本的にどのぐらいの患者がいるだろうと。それでは、こういったことはやっぱり前向きに協働でやっていかざるを得ないというふうなことですね。

久塚座長 だから、具体的に何人ということではなくても、これぐらいいるだろうということはもう把握できているという理解でいいのですかね。お役所としてできることと、

定義自体が難しいので、こういう事業を進めるに当たってほぼ受益者はこれぐらいいるだろうということはもう大体わかっておりますということでもいいですよ。それをわかっていないと、やっても効果がどうだという話がそもそも動き出さないのというご質問だと思うのです。

野口委員 はい、そうです。

久塚座長 今具体的に数字がある程度出てきたから。

事業課 それは自立支援医療を申請されている方の数ですね。

宇都木委員 2,000人というのは、つまり病的症状があつて、医療機関だとかそういうところに受診をしている人という意味ですか。

事業課 そうです。申請を出して交付している方の数ですので、申請を出していない方とか、受診をそもそもされていない方なども含めると、もっともっとたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

宇都木委員 行政の皆さんにちょっとお伺いしたいのですが、この事業で一番大切なことは、もちろん当事者を就労させることなのですが、そういう人たちを把握し、そういう就労に結びつくような研修システムだとかは、国だとかというのはつくり上げて、この2年間で次のところにそれはつながって行って、新宿区の中にそういう人たちがここに来ればそういう問題を解決できるような仕組みをつくっていくことが大事なことなのですよ。その今とりあえず2,000人の人たちをどうしようかという話よりも、そういう仕組みづくりということが大事なことなのだと思うのです。

そこで皆さんが協働事業としてやろうとした仕組みづくりのイメージにこの1年間か1年半ぐらいでどの程度近づけたか、そういう評価をお伺いしたいのです。

事業課 就労に向けての支援というのは今までやっていないことだったのですけれども、今回ストロークさんからの提案があつて事業を始めまして、私たちもこの事業に取り組むことによって、いろんな関係機関で就労支援の取り組みがされていることを認識してきたところなのです。

先ほどストローク会さんのほうから話もあつたのですがすけれども、この事業をきっかけにして区でも協働でこういう事業を始めましたのでということで新宿区の医師会の先生方のメンタルヘルス連絡会でこの事業の紹介をしたり、実際先生たちの会合で紹介させていただいたりですとか、あと地域産業保健センターのほうにも実際お話に行かせていただいたりする中で、ちょっと顔のつながりができてきまして、それぞれそちらの方も今までどう

していいかわからなかったというところからこの事業に参加していただいたりとか、そこでのお客さんをこちらに紹介していただいたりとかということで、今まで全くそういうところとはネットワークがなかったところなのですけれども、そういう方々とこの事業をきっかけにしてつながりができてきていますので、今後はこの事業をやりながらつながりできてきた関係機関をつなげていくようなネットワークをつくっていければいいなと思いますが、今、関係機関の顔が少し見えてきたというところかなというふうに思っています。

久塚座長 関係機関のネットワークが広がるという成果のところにお書きになったのは、ゼロのところからそれが広がってきたということですよ。

事業課 そうですね。

久塚座長 宇都木さんはその先までご質問が多分あるのだろうと。

宇都木委員 やってきたことがこれからもずっと続いていかないと意味がないのです。2年間で終わっちゃったら、それは問題解決にはならない。

問題解決というのは精神障害者やうつ病の人たちが職場復帰できて、これからずっと仕事ができる生活が成り立っていくような、そういう社会としての支える仕組みをつくっていったらいいと、今の2,000人の人たちの中の、今聞いたら一番多くても30人未満でしょう。そうすると、それで解決したわけではないのだよね、多分ね。

事業課 そうですね。

宇都木委員 ここに相談すればこういうことをやっていて、1人で悩まなくてもいいのだということができてきたと思うのです。それをもっと継続をして新たな対象者をここに呼び込んでくる。それがこの事業の受益者だと思うのです。

だから、それを改めて協働事業でやってきたことをずっと次に引き続いていくための仕組みづくりというのを、この2年間なら2年間の間にある程度のイメージができないと、3年目以降どうしましょうかということになっちゃうのです。

初めてだから仕組みづくりが大変だと思うけど、そこを意識しながら、ここからの残りの期間をやらないと、やってみた結果、せいぜい対象になった人は50人かよという話ではないのだよということにしないといけないのね。

事業課 そうですね。

宇都木委員 続ければ2,000人のところに届くのだという、だからその仕組みの今ここまでののだという、そういうふうに見えるような説明をされないと、2年間で終わっちゃう可能性がある。それでは困るので。ずっと続くのだもの。5年たったらうつ病がい

なくなっちゃうわけではないもの、ますます生まれてくるのだもの、これから高齢者がたくさん出てくるから。

事業課 今回、区としても協働事業として相談とか講演会、講座を始めたわけですがけれども、いろんな民間さんですとか、病院ですとか、そういったところでもリワークとか復職の動きというのがすごく出てきていて、あちこちでちょっとずつ内容は違うのかもしれませんが、取り組みがされているということもわかってきたのです。

それぞれのところでいいことをやっているけれども、それをつないでいくようなシステムというのがないのだなというところは感じてはいるところで、そこをつなぐ役割をするのが役所の役割なのかなというところは思っています。

宇都木委員 ストローク会のほうは、役所があろうがなかろうがやるわけです、自分たちのミッションでやっていくわけです。それをより社会的に定着して拡大して世の中のために役立とうという、そういう人たちがいて、いろんな人たちがいるから、そこをシステム化していくというのが行政の大きな力だと思うのです。

事業課 そうですね、はい。

宇都木委員 これをやった結果、こんなすばらしいことになるのだよということに行かないと、来年予算つけないよと言われたときに、そんなことないよという話にならないといけないので、そのところをせっかくやったのだから、少し成果が出るように工夫してみてください。

久塚座長 宇都木委員は予算をとれという話ではないので、要は協働事業ということをせっかくやったので、そのチームの中でも自分で動いていくようなことを見越して、協働事業とわざわざ提案されなくてもとても大事なことだと。ネットワークまでつくったと、ある程度できてきたということであれば、もう当然のように区の行政としてこれは大事だねというふうに次につながるような事業、区は区で予算化に向けた何かを考えていくことも大事でしょうということですよ。

だから、単年度でずっと来ていますし、ある程度のところで切れちゃうということであれば、いいことだ、ネットワークつくった、それで終わってしまうので、やっぱり今までやってきたことと絡めながら、区の行政として何かできる工夫を念頭に置きながらこういうことをやってほしいなという思いがあるのだと思うのです。

事業課 来年度の予算のことまではこの場ではなかなか申し上げにくいのですがけれども、今、担当者が説明させていただいたように、ネットワークづくりが非常に今回課題とい

うことで、それが確かに単年度で終わってしまっただけでは意味がないので、来年度に向けては今お互い顔が見えてきたところをいかに維持させていくシステムにするかということ念頭に事業を考えたいと思っておりますので、そういう形で組み立てたいと思っております。

久塚座長 考えてくださいということだろうと思うのです。

事業課 はい。

久塚座長 では、質問と同時に意見交換のような発言も委員のほうからあろうかと思っておりますので、では、どうぞ。

竹内委員 今の話にもつながると思うのですが、講演で全体の講習をやって、リワーク講座をやって個別相談があるという段階を踏んだ流れにはなっているのですが、一つだけちょっと人数的にもう1回確認したいのですけれども、個別のほうでは今回2人というお話だったのですが、多分前回は25件ぐらいあったとお聞きしているのですが、それが何で今回は2人に減ってしまったのかというのが非常に奇異なところ。

それから、中小企業のほうなのですが、今回個別では4社ほどとさっきお話を伺ったのですが、ちょっと前年度のデータをいただいているので、それが前年度どのぐらいあったのかということを知りたいのと、それから今の流れの中で、要するに出前の講座というか、区ではできないそういった特徴ある講座で何とか伝えていこうという動きがあるのですが、たしか前年度は4企業ぐらいだったのですが、今年度どのぐらいのその出前を考えていらっしゃるかというようなところをちょっと。

ストローク 予算的には去年と同じです。去年の事業数ですか、出前の。

竹内委員 去年は4事業という報告をいただいているのですが、今年度はどのぐらい。

ストローク 今まで3終わってまして、あと二つ一応予約はありまして、まだ年度が終わっていないので恐らくあと二つ。

久塚座長 あと二つ、最初の質問は2に減ったということですね。

竹内委員 ああ、そうですね、個別相談。

ストローク 個別相談は7月の後半から申し込みだったのです、リワークが終わって。それで、やっぱり暑かったからが一つあるかなと思います。もう本当に途中まで来たけどごめんなさいとかですね、そういうケースがありました。

それから、あと一つは、もしかしたらリワーク講座でもって、去年はグループワーカーだった人がその個別相談も受けたのですが、今年前半はそうではなかったのです。後半はそういうふうにしておりますので、また続いてくる可能性があるかと思っております。

久塚座長 ああ、後半の部分ですね。

事業課 はい。講座に出ていたスタッフがそのままその個別相談を引き継ぐという、顔の見える人が同じ相談をやったほうが相談しやすいかなというところがあったのですが、前期に関しては同じ人が入れなかったというところがありまして、それだけが理由ではないと思うのですが、後期はそこを顔が見えるような形でつなげていこうということで、個別相談の担当の人にリワーク講座にも何回か参加していただくということで考えてやっています。

久塚座長 真ん中の質問は何でしたっけ、今、回答いただいたので。まだ二つですが。

竹内委員 前年度の企業の個別相談の件数。

ストローク 個別相談は3社からで12回ですね。

竹内委員 わかりました。

久塚座長 なかなかこればかりは多いのか、少ないのかとわからないようなものだと思うのです。単純に今日、たったそれだけというふう聞こえたりするし、逆に言うとなんかに来てくれたのですかという。

ストローク それはやっぱり企業さんのそのときの状況によって、ご病気の方を抱えちゃって本当に困っているときだと、同じところでも何遍もということもありますし。

竹内委員 そうですね。ただ、その50人を2,000人とということでは、そういう地道な重ねが多分つながってくることになると思うのですけど。

久塚座長 いや、今地道なというご発言があったのですけれども、そこは今年の夏は暑かったから、では、地道なというか、もうちょっとやってみようという何かお考えは。

ストローク いや、ですからその辺はやっぱりちょっとでも何か質問してきたりとかあったら、こういうふうにつなげるようにするとか、そういう問い合わせがあったりとかすればあれなのですけど、あとはやっぱり企業は企業でまた違う団体とか何かに呼びかけるとかということをしていかないといけないだろうなということをおもいます。

やっぱり新宿区では私ども会員になっている法人会。法人会は大企業が多いものですかから、あまり大企業のほうにお金を使いたくないというのもあって、ちょっと考えちゃって、中小企業同友会とか、それから東商のほうとかということであれですけど、ですから企業の場合は中小企業だけというわけになかなかいかないのです。

だから、いろんな職業の団体も含めて呼びかけていかないと、やっぱり企業さん自身がその時期忙しかったりとかすると、そんなの出てられないよということになると思うので、

それからそういうことで個別労務相談については、講演会するときだけではなくて、別の機会などを通じていろんな可能性で話しさせていただいたりというようなことも考えております。

久塚座長 私の意見ですけれども、メンタルヘルスを抱えている方だけではなくて、いわゆる営利を求めているような企業でも、企業の中にメンタルヘルスが強いというようなことが、社会的に見てあそこはこういうことをやっている会社だね、と宣伝の一部といたしますか、例えば女性が働きやすい職場とか、そういうふうな目で企業の持っている社会的な役割としてメンタルヘルスをうまく利用すると言うのは変ですけれども、当然のこのようにやっていくということが根づくように、例えばうつになった方、あるいはなりかけている方だけを対象にということも大事だけれども、NPOとしては会社にとってとても宝になるようなことなのですよという、PRはされるわけですよ。

ストローク はい、それはうつだけではなくて統合失調症系統のこともやっておりますので。

久塚座長 ええ、もちろん。それが浸透していくといいとは思いますが。

ストローク そうですね。やっぱり特にうつの場合は、会社の中にそういう方がいるということとかも含めて、あまりオープンにしたくないみたいなこともまだまだありますので、だからそういう意味でのまずご本人のあれもそうですし、その企業なんかをご理解いただくようなそのPRも必要だなというふうに思っています。

久塚座長 ほかの委員の方、はい、伊藤さん。

伊藤委員 講演会ですとかに参加された当事者の方、それから家族の方というのは離職をされている人が多いのか、それとも現在も会社に籍を置いている方の相談が多いのですか。

ストローク 両方対象にしていますけれども、あまりその辺はこちらが区別しませんが、離職されて求職中とかいう方もいますし、それからお休み中の休職のほうですね。休暇をとって休んでいるという方もいますし、それから仕事を求めるほうの求職中という方もいますし。

伊藤委員 なぜ聞いたかという、それによってその二つの部分に対する対応が全然違うのです。一つのほうは会社の中においてそういう方をどうしていくのか。今度は求職される方は、島はいっぱいあるのだけどどの島に行きつかせるか、泳いでいけるのかという、そういうことも考えてやらないといけないので、結構これは難しい問題だと思うのです。

企業のほうとすれば、そのうつになった人、それから統合失調の人もいますけど、精神障害を持たれる方が、これまた難しい問題があるのですけど、障害者手帳を取ってもらって、自分の企業の中で法定のをクリアできりゃいいわけだけど、その当事者もなかなかそういうのを取っちゃうと、また就職するときに差しさわりがあるのではないかなという、そういうことも結構あるのです。

ストローク そうですね。

伊藤委員 そこら辺を払拭することも一つですし、企業について先ほど座長が言われたように、私のところ、いたところもちゃんとかうそういうところをつくっていますよだとか、そんな優しい企業という売りものにはなることはなるのですけど、完全にそこら辺をどうしていくかを考えないと、この講座もかなり難しくなっていく、最終的なことを考えるとね。

ストローク そういうことでリワーク講座の中でそういういろんな使える制度とか、そういうのも一応ちょっと入れてありまして、特にうつの方の場合はそういうことを関係なく来た方がいらして、手帳のことなどご存じない方もいますので、そういう話もちょっと中で加えてはおります。

そのまた個別的にはそういうことでご相談に乗るといこともしたり、それから保健所でちゃんと申請できるわけですから、そういう方法もあるのだということ、道をつけるような形ではいたします。

久塚座長 家族の方も来られたわけですね。

ストローク はい、そういうケースもありました。

久塚座長 ご家族の方から、そこに出られてどういうふう理解が深まったというようなコメントとかはいただきましたか。

ストローク 家族の方はあまりコメントはないです。一応そこが一つのつながりかなというぐらいの感じで。

久塚座長 ああ、まずつながりを。

ストローク はい。そのほかにも問い合わせなんかでは家族の方の問い合わせもあって。

久塚座長 ああ、問い合わせがですね。

ストローク それで、うちに訪ねていらしてお話ししたケースもございます。ちょうどこの事業そのものにピタッとくるケースではなかったものですから、そういうお答えにはなると思います。

久塚座長 ああ、もちろん。ほかに、はい、どうぞ。

竹内委員 ストロークさんとしては10年ほど精神障害に関して自立支援とか就労支援をずっとやってこられているわけですが、そちらで言われるしたたかに生きることが何とか啓発しようというところをやってこられたのですが、今回協働事業でそれに関して何かそういった10年前と協働をやった上でのあり方の対応とか、そういうものが何か変わったというか、何か得るところがあったのかなと思って。

ストローク そうですね、私どもはもっと長くてNPOになってからは10年なのですが、そういうことでやっていると、昔は統合失調症系統のほうが主だったのですが、私自身は昭和46年ぐらいからやはりうつ病のほうのグループもやっておりましたのであれなのですが、最近のうつ病は少し様子が変わってきてまして、そういった関係の勉強もさせていただいたりとかいうことがありますし、やっぱり協働事業でこちらの課はもう担当が直接ですけど、それ以外の課のほうから問い合わせがあったりとかというようなことで、やっぱり区役所の中でもほかの担当の方が、やっぱりこういうメンタルの問題に関心を持ってきてくださっているなという感触がありまして、その辺が大変心強く思っていますね。

久塚座長 もう少し突っ込んだ質問で、竹内さんは多分2年でこう始められて、今まで想像できなかったこと、あるいは行政とそれほど直接的にしていなかった。それで、やったことによって、ああ、こういうことができたのだとか、これから可能性はこうだというような変化はございましたかという、単純に言えばそういう質問ですね。

ストローク そういふことで言いますと、やはり恐らく今後もさらにこちらの課ともタイアップ、いろんな形でできてるのではないかというふうに思っておりますし、そういう点ではお話ししやすくなっていますし、顔が見える関係ができてきていますし、それがこちらの課だけではなくて、やっぱりその新宿区の医師会のほうの方たちとのつながりもできたりとか、いろんなそういう意味で私どもとしては広がりが出てきて、それがこれからだんだんいろんな形になっていくなという実感はいたしております。

久塚座長 そうですね。だから、ストローク会としてずっと以前から頑張っておられたことが、さらに新宿区と一緒にやることによって。

ストローク はい、それはいろんな点で大きいですね。

久塚座長 大きかったのでしょうかね。

ストローク はい。

久塚座長 という評価です。ほかにはございませんか。

宇都木委員 潜在的な需要もあると思うので当事者の方にとってこの事業のように相談窓口がどこにあるというそういう仕組みが広くできていればいいので、そういう仕組みをどう作っていくかだと思うのですが、その辺についてはどうなのですか。

事業課 この協働事業とは別に行政としては今、どういうところに相談窓口があるかとか、病気の特徴だとか、そういうことも含めた普及啓発とか相談窓口の普及とか、あとはうつ相談というのも実は健康部の中では各4カ所の保健センターで昨年度からやっているのです。そういうことがまだ十分区民の方に周知されていないということは、今、私たちも認識しているので、12月中にそういう精神疾患を理解していただいたりとか、あとその相談窓口もより深く知っていただきたいということで、パンフレットをつくって皆さんに配布したりする予定でもいますし、また自殺も昨今非常に大きい問題になっていて、自殺に至る方の多くが健康問題、最後はうつ状態になって亡くなられているということなので、自殺対策の一環としても、うつ病の方が相談しやすい窓口づくりというようなこともやらせていただいているので、多分協働事業だけではなくて、多方面からやっていく必要があるという認識は持っていて、そちらはまた一方で進めていきたいと思っています。

久塚座長 新宿区以外、23区でも都でもいいのですけれども、ほかのお役所ではどういう状態なのですか。ゼロのところからようやくネットワークがというご発言があったのですが、ほかの区もそんな状況ですか。

ストローク 世田谷区でもやっているのです、こういうリワーク講座。企業向けのものはないので、新宿区しか多分ないと思います。当事者向けの事業をやっているのは世田谷区ぐらいですね。

久塚座長 ぐらい、知っている範囲でというか。

ストローク そうですね。

久塚座長 となると、逆に言うと初めてのことでなかなか難しいのですが、目玉として新宿区が頑張っていると言うと変だけど、やっぱり先頭を切っていくことの大事さというのはあると思うのです。学生を見ていると、なかなか就職できなくて大変な面もあるのですけれども、メンタルヘルスを企業の中でどういうふうにやっていますかという質問をすると、何でそんな質問をするのみたいな顔をされることがまだまだあるみたいなので、行政の側もとても大事なことだということをお感じになったら、ぜひ行政の側ができるやり方で進めていただければなというふうに私自身は思っています。

竹内委員 いいですか。今の点ですけれども、今回の出前講座は行政ではできないようなところで非常にメリットがあるというか、こっち側で待っているのではなくて相手側に呼びかけて、いろいろやっていくという、出前というか出張というか、そういうのをキャラバンのようにやるとか、何かそういうのもいいのではないかなというような気がしますがけどね。

久塚座長 結局特別なことではないし、少ない人数のことではなくて、いわゆる体の部分の障害などについてはかなり広がりを持って啓発以上の事柄がもう進んでいるけれども、メンタルのところはなかなかそういうふうになっていないので、やれば確実に行く事柄だと思うのです。それを進めていく方法というのは非常に難しいと思うのです。

個人の情報であるとか、あるいは誤解があったり、あるいは地域での意識とか目ということがあまりプラスにならないようになっているのだらうと。

そういう意味ではストローク会と協働ということが始まったときに、新宿区の担える役割というのはすごく大きいものがあると思うので、これをきっかけによりいい方向に進めていただければなというふうに私は思っているのです。

宇都木委員 そうですね。

久塚座長 うん。とても大事なことだし、しかしこう大宣伝をもってやることではというか、そういうやり方ではなくて、個人の人権とか尊厳とかをととても大切にしなければいけない根本のところなのです。そうすると、それを大事に扱うと、ほかの事柄についても応用問題としていろんなことができるようになる試金石のような事業だと思うのです。とても用心深く、しかし力強くやらなければいけない事業なのです。

新宿発ということになって、新宿モデルというのができれば、これは私たちがやったことなのよというふうになっていく可能性はあります。注目されていますので、やっぱり。外国からも新宿区の協働事業って今度視察に来られるので。私は区長さんにまた言わなければいけないけど、職員の人数が少ないことはよくわかります。もう大変だということもよくわかります。協働事業というのは縦割りだけではなくて、面倒くさいことをいろいろやらなければいけないということも承知していますけれども、どうぞ今日お話を聞いたのがうまい方向に進んでいければなというふうに委員一同思っていますので。

宇都木委員 先生の話の途中で申しわけないけど、精神障害者も囲い込みから、つまり山からまちにおりてきているのです。それはちょっとしたお手伝いを手前でしてあげればそんなに不自由なく、あるいは何かそんなに負い目を感じることなく日常の社会的な生活

が営めるようになるよ。それが人間のつながり、連帯感で支え合い、助け合いとしてやれば、その人たちも多分これから自分の人生を満足できるようなものに少しでも近づけるだろうということと同じことで、今までは引きこもりだったりとか、特に外にどうやって出せるかということが、これは健康の問題なのか、生活の問題なのか、両方つながっていくのだろうと思うけど、やっぱり政策化して、年度初めに区長さんが議会で演説する中の項目の一つに入れてもらって、新宿区としては私たちに任せてくださいと言って、あなたたちが言えるようなそういうふうに、パートナーも見つかったわけだから、ぜひ頑張ってください。やりがいのある仕事ではないですか。こういうのはいいことだと思うよ。

久塚座長 お忙しいときに、もうそろそろ時間なのですけれども、よろしいですか。大いに期待されるということで、難しい分野だと思うけれども、それを相互に検討し合って今後とも前に進めていただければというふうに考えています。

今日はお忙しいときにどうもありがとうございました。

ストローク ありがとうございました。

事業課 ありがとうございました。

久塚座長 では、入れかわりましょう。どうもありがとうございました。

(NPO法人ストローク会・保健予防課担当職員退席)

(NPO法人VIVID・障害者福祉課・保健予防課担当職員着席)

久塚座長 よろしいですか。

VIVID はい。

久塚座長 どうもお忙しいときにありがとうございます。ヒアリングをさせていただきますけれども、まずVIVIDのほうから5分間程度お話をさせていただいて、それから新宿区のほうから補足をいただいて、その後、質問をさせていただいて、その後、意見交換という形をとりたいと思います。

VIVID はい、わかりました。

久塚座長 では、概要について説明をしてください。

VIVID では、私、NPO法人VIVIDの代表の池田と申します。よろしく願いいたします。今日は一緒に事務局長の荒畑が参っております。私どもは新宿区の協働事業提案の中では、高次脳機能障害という、言葉としては多分初めて登場したものではない

かと思いますが、おかげさまで2年目の事業を持たせていただきまして、前年度とほぼ同様のサービスを提供することができました。

まず一つ目は、相談事業なのですけれども、この相談といいますのは、何でも相談という形で、高次脳機能障害を専門でご相談に乗るといような形なのですが、障害のことや生活のことや家族の悩みやそういったものもすべてお伺いしますということで、週2回土曜日の11時から3時という時間に提供をいたしました。そして、面接はミニデイと同じ日に予約制で承っていたのですけれども、昨年と比べて、平日にもたくさんお電話がかかってくるのです。

それで、例えば新宿の中で言いますと、東京女子医大の方とか、あるいは障害者の方の就労支援施設の方とか、そういうある種専門的な分野のところから高次脳機能障害の方がこういうふうにいられるのでというご相談があったり、あるいは区のほうの窓口でお受けになったご相談で、私どもが役に立ちそうなところにつきましてはご紹介をいただいたりということで、昨年全体で67件ぐらいだったのですが、今年は10月まででもう57、8件になっておりますので、年度末にはそれよりもふえていくと思います。そういう意味ではこの相談が、高次脳機能障害専門という意味では、そういった障害をお持ちの方にすそ野を広げるといのか、拾い上げるというか、そういったことに機能し始めているのではないかと思います。

それから、二つ目がミニデイサービスなのですけれども、これも月2回、第2と第4の土曜日にけやき園さんをお借りして実施してまいりました。利用者さんは一応10人をめどに、ご家族も含めて合計で20人ということでやっておりますが、後半に入りましてから区民の方がふえてまいりました。今まではちょっと少ないか、あるいは半々ぐらいだったのですけれども、最近では6人とか7人が区内の方というような形になってまいりまして、区外の方も全く別の相談施設に行くと、VIVIDさんは東京全体を受けているようだからというご紹介があったりしまして、そういったところはこれからの課題ではありますが、だんだん広い地域にも知れわたってまいりました。

そしてまた、私どもを見学された自治体の方が葛飾区や足立区で利用者、家族の協力を得て、新しく地域活動支援センターをつくったり、サービスをつくられたり、そういう動きのきっかけづくりにもなりました。

そして、何より参加者の方と、それからご家族、両方プログラムがありますが、ご家族と分けて提供することにより、当事者は当事者のピア活動、それからご家族のほうもそう

いったピア同士でいろいろ経験を話し合うというようなことが、非常に効果を上げてまいりまして、それぞれ自立という方向に向かって進められるようになってまいりました。

また、プログラムは私ども専門職だけが一応企画をして実施もしておりましたが、ご家族の参加がございまして、演劇をやっている方とか、あるいはほかの家族会をやっているのだけでも、当事者のコミュニケーションにはこういうのがいいのではないかとか、そういった経験上役立ちそうなプログラムを協力して提供してくださるとか、そういった非常に活発な活動になってまいりました。

それから、私たちのメンバーの中からは、やはり日中行く場所がないので、できれば土曜・日曜ではなく平日に毎日開いているようなところがないのだろうかという提案と同時に、そういうところがなければつくるといことも考えなくちゃいけないとかいう、その当事者ですけれども、自分たちが担っていかうというようなこともお話の中では出てくるようになりました。

それから三つ目は私たちのやっている活動、あるいは高次脳機能障害についてたくさんの方に知っていただくということでセミナーを開催いたしました。一つは専門職の方が、例えば高次脳機能障害をお持ちだけれども、脳血管障害などで高齢者のサービスに通っておられる方が、どうも居場所がないというお声だとか、そういったことについて私たちがその方を担うというよりは、そのサービスを提供している事業所さんが高次脳機能障害を理解して、それに対応するようなサービスをやっていただけるように研修をするという専門的な研修と、それからもう一つは広く知っていただくという研修と二つをいたしました。

11月20日に一般市民向けの講座をいたしました。100人という規模に私ども初めて取り組んだのですが、何とかそれに達するようなことができて、区にもたくさんの方を貸していただき、本当によかったと思っております。内容的には高次脳機能障害について知ることができたというふうなことです。当事者、家族の方と支援者の方とを見ますと、大体半分ずつぐらいかなという感じで、やっぱりまだまだ専門の方でも理解されていないというところに少し届けられたのではないかと思います。

以上が三つの柱ではあるのですが、区と毎月の打合せ会をやっているのですが、そういった中で当事者の方の生活の様子や、あるいは障害の状況でどんなサービスをつなげたらいいのか、あるいはその方にどういうふうな考えを持って接すればいいのかというような議論を非常に深めることができて、お互い私たちも制度のこと、区の方にも障害についての理解が進むというような形で、共通の認識がたくさんふえてまいりました。

ということで、本当に私どもの提案事業を今年度もやっていただきましたことに、少しずつ新たなそういった取り組み等も検討するような、利用者さんも含めてそういう気持ちになっておりますことは、本当にありがたいことだと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

久塚座長 ありがとうございました。では、区のほうから補足のご説明はございますか。

事業課 ほとんどVIVIDさんのほうでお話しいただいた内容で、三つの事業をしていただいています。先ほどおっしゃっていたように相談件数も昨年に比べて昨年は年間で70件ぐらいだったのですが、今年は半年でほぼ50件近く行っておりまして、区のほうの窓口を高次脳機能障害の方のご相談があった場合にも、VIVIDさんのほうへおつなぎするようなことが多くなってきております。

2番目の居場所づくり、デイサービスのほうについても、都内全域からお問い合わせはあるようですが、区の事業ということでお応えをいただいているところもありまして、初めのうちは40%ぐらいが区民の方だったのですが、今年度はほぼ60%区民の方でグループ活動を実施していただいています。

グループでの活動ということで、お互いの障害を知るなどご自身のこともよくわかってきて、その年代もいろいろな方がいらっしゃるのですが、仲間意識が芽生えてきている様子も見られ、いい活動をしてこられているなというふうに見学の際には見させていただいております。

研修事業のほうは、今年度2回実施していただいております、広く一般的に知っていただくというところもありまして、この居場所づくり事業に参加している当事者の方にもお話しいただくような場面を設けていただいております、非常にいい研修だったなというふうに感じております。すみません、以上補足ですが。

久塚座長 よろしいですか。

事業課 はい。

久塚座長 では、委員のほうから質問させて。

伊藤委員 ご質問させていただきます。今聞いていますと、かなりすばらしい活動になって効果が上がっているようなのですが、2年目という事業なので、1年目の実施したこととの反省とございますか、お話し合いして、そこから出た問題点、課題があったらお話ししてください。その問題点、課題をどのような形で今年に実施項目とございますか、やることとして決めたのか、現在それをどう行っているのか。なければならないで結構ですので、そこ

のところだけちょっとお願いいたします。

V I V I D 私どもこの自己評価を区のほうとお互いに出し合うわけなのですが、去年は私たちは非常にちょっと厳しい状況があったのです。それは私たち自身が協働事業で提案したにもかかわらず、ちょっとしたそういう状況の方々のお手伝いというふうな考えも根底にあったということではないのですが、それでは済まないのではないかという認識が去年は非常に強くて、やっぱりそういうことで私たちのメンバーとして参加する中にも、もっとしっかりやらなきゃいけないのではないかとか、そういった達成感みたいなものに課題を残していたのです。

ですが、今年も継続できるということとか、あるいはだんだんメンバーが少し入れかわって固定いたしまして、その方々が自分のできることを提供してくださり、また利用者さんも非常にご家族も含めて当てにしてくださっている様子がありますので、そういう意味ではそういうジレンマのようなものも気持ち的には乗り越えました。

ただ、これをずっと実施していくことについては、相変わらず場所の問題ですとか、費用の問題ですとか、そういった課題は残しております。

それから、セミナー事業なのですけれども、去年は3回実施いたしました。そのうちの1回が東京高次脳機能障害協議会という家族会の集合体なのですが、そこと一緒に1回はボランティア養成講座という形でいたしましたけれども、今年はなかなかそれもニーズと合わないとかいうこともございましたので、私ども単独で専門職と一般ということでした。それらは特に大きな課題があったわけではありませんけれども、私たちの力で新宿区内ということを中心にやってみようということでした。

相談につきましては、先ほど申しましたように、日程を決めてもその時間内になかなかお電話がないということがありましたので、それは課題だったのです。ですが、今年その問題を整理しまして、来年度も続けることができれば、もう毎日相談はお受けして、面接だけのある予約を入れる日というふうに決めたらいいのではないかとか、そういった前向きな話も内部ではしております。

以上です。

伊藤委員 今の中で出ているのですけど、例えば利用者のニーズや課題がある程度見えてきたという。

V I V I D はい。

伊藤委員 その中で多分改正案なんかの問題があると思うのですが、見えてきたものは

今言ったのが合っているのかどうかかわからないので何なのか、そのところをちょっと。

V I V I D まず利用者さんがどういう日常を過ごされているのかということがだんだんはっきりわかってきたのです。それは今年のうちだったのですけれども、区のほうでいわゆるスーパービジョンというのですか、専門のスーパーバイザーをお招きして事例検討というのを2人の方についてやらせていただいたことなどがありまして、やっぱり私たちがミニデイで接している以上に障害というのが非常に重いのだなということで、そういった障害のために一つは医療の問題なのですが、リハビリには通院されていますが、なかなかそれをずっと続けていくことは難しい。

そのときに生活に必要なスキルというのは病院ではなくても私たちのような居場所があれば、お互い自分がほかの人と同じようだったり、あるいはどこが違うとか、そういったことを学びながら切磋琢磨し、ピアの関係で変わっていくということがわかりましたので、そういう場というのはもっともっとあったほうがいいと思うのです。

それで、それも含めて実際にどのぐらいの方が新宿区の中にはこの障害をお持ちの方がどのように、どこでどう過ごされているかというようなことをアンケート調査いたしました。

やはり、毎日行く場所とか、それから病院のリハビリとは違う生活に関して必要なことをクリアをしていくような、そういう場が必要だというようなことがニーズとしてはわかりました。

伊藤委員 ありがとうございます。

久塚座長 はい、村山委員。

村山委員 二つほど。一つは先ほど相談事案がふえたと言うのですけれども、大まかにどのような相談が多かったのか。例えば現在の自分が置かれている状況の話だけ聞いてくれればいいのかというのと、いろんな分け方があると思うのですが、大まかにどのような相談が多かったのか。それから、その中で実際に生活支援に結びついた事例はあるのかどうか、それが1点目。

V I V I D そうですね、まずはどこか行く場所がないですかみたいなご相談が多分半分以上だったと思います。それは、行くところがないとか、あるいは高次脳機能障害ということが理解されていないとか、そういった意味で困っているということがあり、V I V I Dというところがありますよというご紹介を区からもいただき、あるいは直接だれかから聞いたとか、そういうことでお電話をいただいて、見学をしていただいた、そのうちの

何人かの方は私たちのミニデイに通い始められた方もいらっしゃるし、またオレンジクラブという医療NPOの方々のリハビリプログラムを公開講座でやっておりますので、そこに来て、また自分の地域で探すとか、そんなふうなことが一つは解決策としてはありました。

それから、もう一つは、先ほども申しましたように、例えば医療機関を退院するのだけれども、どこどこ地域に家族会がありますかとか、あるいは国立障害者リハビリテーションセンターのようところで生活指導を受けているのだけれども、退院した後こういうふうにするにはどうしたらいいとか、やっぱりそういった一つの機関でリハビリを終わった後、どこに何があるかという情報を欲しいという方もたくさんいます。

それから、ご家族が当事者の方とどう接したらいいとか、そういう方も何人かいます、その中には継続して何回かご相談されていらっしゃる方もいるのですが、例えば大学に通えるようになったのだけれども、教室の移動ができないのでどうしたらいいかというふうに最初にご相談がありまして、いろんな地域の移動支援などをご紹介したのですが、結局それはサービスが地域にないためにできなかったのです。

そうしたら、その方が今度は20歳になられて年金のことでご相談があったりとか、そういうふうに生活がその局面、局面で変わってくると、それに応じた相談とかいうのもございます。

それから、あとは何年かもう既にたってしまっていて、仕事をしているのだけれども、それがうまく続かないと。そういうときにどういうところに行ったらいいかとかといったことなどもありまして、そういう時間があいた方については、やっぱりある意味再評価というのが必要になりますので、どこでそういったことができるかという医療機関のご紹介とか、そういうことが幾つかございました。

村山委員 では、二つ目なのですけれども、2年目に向けて周知方法で工夫をされているというのはありますか。

VIVID そうですね、私たちはまず利用者さんに今年もできるのよというのを報告してすごく喜んでくださって、その利用者さんが通っていらっしゃるリハビリ病院とかそういうところで、こういうところでまたやれるのだとか、そういうふうな人づての、私たちのところに来てとても何か元気が出ているとか、そういった前向きなことをお話ししてくださるといのが一つはあります。

それから、もう一つはセミナーもそうですが、『VIVIDレター』というものをつくっ

たり、それからそのレターを送るのに名簿もすごく駆使しまして、もう全員に送って、こういうお知らせをやってもいいかとかというご了解をいただいたり、それからアンケートをいつも公開講座とかセミナーのときにとっているのですが、そういう内容をホームページでお知らせしたり、そういったところでやっております。

あと、家族会である東京高次脳機能障害協議会にはリンクしておりますので、イベントのお知らせとか、あるいは私たちが出かけに行ってお話をするとか、そういったこともいたしました。

港区でついこの間、初めて高次脳機能障害に取り組みたいということがありまして、そのセミナーに新宿の事例を出してくださいとかいうことも言われてご報告に行きましたし、また東京都が発行している『高次脳機能障害支援ハンドブック』というのがあるのですが、そこに新宿区の取り組みについて2ページ、三つぐらいの自治体をご紹介くださるのですが、そこにに入れていただきました。あと区の『広報しんじゅく』にも取材に来ていただいて、今度掲載していただくことになりました。

それから、あと新宿区内の相談支援の連絡会があるのですが、そこで二つぐらいの事業所さんが私どものところも紹介してくださるとか、そういったことがございました。

村山委員 ありがとうございます。

久塚座長 では、ほかに。

野口委員 行政さんに聞きたいのですが。都内の高次脳機能障害者が4万9,000人と言うのですが、新宿区は約どのぐらいですか。

事業課 公式な数字はございません。ただ、東京都の調査をもとに人口で割り返していくと、1,000人ぐらいいらっしゃるだろうという予測はされています。新宿区の障害福祉計画作成の際に、既に手帳をお持ちの方に悉皆調査を行ったのですが、その回答の中でご自分、または家族に高次脳機能障害があるだろうという回答をされた方が100人程度いらっしゃいました。

野口委員 ああ、そうですか。

事業課 ただ、脳血管障害の方などご高齢の方も多いかとは思いますが。こういうVIVIDさんの活動のようなところに行かなくても、介護保険のデイサービスをご利用になっているような方も大勢いらっしゃるのではないかと予想しています。

野口委員 わかりました、どうも。

久塚座長 では、質問だけではなくて意見交換というか、こちらからもこういうことは

どうですかというような発言をしたいと思いますけれども。では、宇都木委員。

宇都木委員 東京都がここに書いてあるように4万9,000人というふうに把握しているのですよね。東京都と同じ方法で調査できないのですか。東京都が把握しているのに新宿区が把握できないということはないのでしょうか。

事業課 そうですね。調査については、今年度VIVIDさんのほうからも、区のほうで実施しないのかというようなお話がありまして、私ども障害者福祉課のほうでは再来年の障害福祉計画策定のために、来年障害者の実態調査を行う予定でいますので、もしできればその中に何らかの形で盛り込んでいけたらいいなというふうに考えております。

宇都木委員 いや、それはそれでいいのですが、都がやっているということは新宿区民もいるわけですね。

事業課 ええ、ええ。

宇都木委員 そこは都が全くよそのところから持ってきた数字ではないのだから、都が把握している中の新宿区分というのはあるのだと思うのです。それはそれで都に問い合わせれば、この4万9,000人のうちの新宿区分が幾つというのはわかるのではないのですか。

久塚座長 都が出しているのが、つかみ方がそういうつかみ方ではない可能性があって、行政のそういう数字というのはきちっとわかっていて出すものと、あるつかみ方で都の権限でポコッと出して、それを人数割りやるぐらいにしか過ぎないようなものもデータとしてあるわけですね。

宇都木委員 一般論としては不思議な話だよな。

伊藤委員 積み上げだと思うよね、これね。

地域調整課長 いやいや、必ずしも積み上げということで都がつかんでいるわけではないので。

伊藤委員 ないのだよね、だからね。

久塚座長 ええ、そうなのです。だから、日本全体で出す。

宇都木委員 いや、だけどこれ、ここに書くと誤解されるよ。都が4万9,000人と把握しているにもかかわらず、新宿区に何人いるかわかりませんというのは、それはおかしいのではないのと一般的に思うよ。

事業課 ええ、それで人数で割ると1,000人ぐらいかなという予想になるのです。

宇都木委員 一般的に思うでしょう。だから、把握していなきゃ、それは正確な数字が

あったほうがいいのだから、それはやってもらえりゃいいのだけど、問題はこの事業をよしとして、これからも大切な事業だとしてやってきたのにもかかわらず、対象者が何人いるかわかりませんという話にはならないのですよ。

事業課 ええ、ええ。

宇都木委員 まあ、今はいいかもしれない、とりあえずは。市民団体のほうから問題提起されて、確かに大切だからやりましょうでいいのですが、これから区の事業として、あるいは区がこういうものを含めた新たな障害者支援事業をやる場合には、やっぱりある程度の説得力がないと。

事業課 はい。障害者自立支援法も平成25年に改正される予定ではあるのですが、今問題となっている発達障害と高次脳機能障害についての支援がどういう形で入ってくるかというところが、まだちょっと状況が見えない段階なのですが、再来年ぐらいにおぼろげながら形が見えてくると思います。その中ではやはり区としても人数の把握、ニーズの把握については行っていかなければいけないものだと考えております。

宇都木委員 協働事業としてやろうという場合は区の事業になるわけですから、そうすると市民運動の側は少しでも見えればもうやっちゃうわけ、何人いようが関係なく行ってしまいますのです。それが1,000人いるのか5,000人いるのか300人しかいないのかわからんけど、その人たちが困っていればそれをみんなで応援して、困らないようにしてやりましょうというのが市民運動だから、もう人数の大小よりもその課題で行くわけですよ。

ところが、区が行政としてやる場合にはそうではなくて、かくかくしかじかのことだからこれだけお金を使いますとならないと、例え500万でも説明がつかないから。事業の組み立てがいい方向に行っているのだとすれば、なおさらそういうことは大切なことだから。

事業課 そうですね。

宇都木委員 こういうことはこれからもふえていくだろうし、あるいはこの前もあったのですが、うつだとかそういう精神障害の人たちもその境目がわからないのがたくさん出てくるわけですよ。そうすると、行政としてはそれなりのみんな筋道を立てて、区民生活安定のためにやるべきことだからこれをやりましょうとなるわけでしょう。そこのところを本当にこれから続けていくとすれば、そこの組み立て方というのはちゃんとやらないと。

事業課 はい。わかります。協働事業の提案もちょうどいいタイミングでいただいたというのは、私ども区のほうも同じで、東京都のほうも高次脳機能障害の支援についてはかなり力を入れて推進してきております。区市町村に1カ所相談の拠点を設けて相談をうけたり、連絡、連携の会議を開いたりということを実施してくださいということで、会議も毎年行われておりますし、そのための補助金も実施しております。そういうタイミングでVIVIDさんの事業提案がありまして、区のほうとしてもニーズ把握はまだおぼろげなところはありますが、必要性については十分考えて、一緒に協働事業として実施させていただいている次第です。ニーズ調査はもちろんこれから必ず必要になってくるものなのかなというふうに考えております。

宇都木委員 新しい事業だからね。

事業課 はい。

VIVID 私どもが簡単な調査なのですが、やったものが結構構造といいますか、その障害者の方がどういうところにはつながっているけど、どこにはつながっていないかということがちょっと見えるような部分がありましたのでご報告します。

つまり結果的に言いますと、例えば今サービスを提供している事業所さんにも調査をいたしましたし、それは高次脳機能障害を知っていますかから始まって、その方を実際にケアしたことがありますか。それから、ご相談があったことがありますかというような本当に簡単なものなのです。

結局医療機関には300とかそういう数の方が見えているのに、地域に戻って、しかも新宿区だけになるともう40人とか30人のオーダーなのです。ですので、結局医療の機関にはもちろん全都的に見えるということもありますけれども、どこのだれとかいうところまで含めて高次脳機能障害をお持ちの方がわかっているけれども、その方が地域に戻られる。

その退院のタイミングというのも、けがが治ったから、では、もういいよとか、そういうタイミングで帰られた後、生活に戻ったら自分ができないことがあるとか、記憶の障害ですごく生活しにくいとか、後でその障害がわかったりするという特徴もあるのですね。

ですので、やっぱり病院との連携というか、そういう中に私たちもネットワークを張ることが今後課題かなということがわかったのです。ただ、人数的に言えば、今そうやってサービスにつながっていらっしゃる方は本当にまだ少ない。でも、病院にはそれだけの方がいらっしゃるということなので、やはり掘り起こしをもっとしなくちゃいけない

というふうには思っております。ですので、期待はしていますが調査の仕方はすごく難しい。

久塚座長 どうもありがとうございます。

伊藤委員 先ほど家族会というのを言われましたよね。その位置づけというのはどういう形なのですか。

V I V I D 家族会は当事者がいるご家族で集まっているだけで、任意団体がほとんどなのです。それで、新宿区の中にはその家族会というのが一つあるのですが、それは高次脳機能障害者と家族の会という名前で、大体もう全都にわたって会員の方はいらっしゃるのです。でも、新宿区にいらっしゃる方という方が集まって。会員は7人ぐらいと聞いています。そして、何か月かに1回自分たちが困っていることなどを話し合うというふうにして、昨日その会がありましたのですが、そこには5人の方が見えていまして、1人は私たちのセミナーのときにその会の家族会を今度開催しますので、ご家族のご意見を聞かせてくださいというチラシをお配りした、その中から千葉の方がお見えになっていらっしゃったのです。そんなふうに、個別の家族会はそのようにしてだれかが始めましようと言われたところにアトランダムに。

伊藤委員 始まるわけで。

V I V I D はい。多分東京じゅうには20前後はあるのだと思いますが、先ほど申しました東京高次脳機能障害協議会は現在13団体が集まって、例えば行政にこういう障害を知ってください、そういう施策を何とかしてくださいとか。

伊藤委員 厚労省への働きかけとか。

V I V I D そうですね、そういったことをやっております。それと同時に、普及啓発の活動をして、セミナーなども何回か開いているのです。必要に応じて加盟を呼びかけてはふやしているのですが、例えば高次脳機能障害も交通事故の方と脳血管障害の方と、それから低酸素とか別の原因の方とかというふうに分かれてつくられているところが多いのですが、東京はそれらが全部一緒になって協議会をつくっておりますので、非常に珍しいというふうに言われているのです。そこは昨年ですが、NPO法人を取りました。

ということで、やっぱり恒常的な活動をしていきたいというふうに考えている。私もこの理事の1人なのです。

久塚座長 ありがとうございます。調査にこだわっているわけではないのですが、東京都のこの調査というのはどうやったかというのはご存じですか。重要なのは約4万9,

000人とされているというところがみそなので、多分モデル地区をつかって、それに何点何倍掛けて出していくというインターフェースがある。例えば交通事故だとか、脳血管の人とかをこう足し込んでいって、それをたすき掛けにしてどうこうみたいな形を出すのではないかなと思うのですけど。

VIVID 基数がちょっとわからないのですが、新宿区でもなさったような医療機関とか福祉サービス機関とか、そういった何かしらでつながっている方に調査票をお配りして、そして調査をしているのです。そこに今申し上げた東京高次脳機能障害協議会という家族会が、それでは家族会には手帳のない人もサービスを受けていない人もいるから。そういう人たちにもぜひ調査を広げてくれということで、家族会がまた何千通だと思いますが、お受けしてお配りした方々もいらっちゃって、その結果出た数字というのをもとにおっしゃったように、発生率とかそういったものを掛けて。

久塚座長 ええ、ですよね、だから。

VIVID それで、大体5万人ぐらいではないかという結論が出されたのです。それは全国が、国のほうでやった調査がやっぱり30万人という人数が出ておりまして。それと同じ算出。

久塚座長 だから、それで行くみたいな。もっともらしいことを先にやったところをベースに、逆に割り算して1,000人というふうにやっていくわけだけど、30万に一人一人、一々聞いているわけではないので、積み上げ方式でももちろんないわけです。

ただ、小さな自治体というか、新宿区なら新宿区でこれから先進めていくに当たっては、どの人がどうと意味ではなくて、予算化を含めて行政として執行していこうとするのであれば、この数字はどこからですかというのもわかっていたほうがいいということを宇都木委員は発言されたのだと思います。

事業課 はい。

宇都木委員 私の友達の子どもがそうだということがつい最近わかったのです。大学になってですよ。それが早くわかっていたらやりようがあったというのが、もう今になってもうその専門教育を受けられなくて、それは気の毒だなと。

でも、豊かになればなるほどこういう病気は多くなると言われていますよね、いろんなことが発見できるさまざまな装置がどんどん開発されてくるから。そうすると今まで気がつかなかったことが新しい病気として発見されて、その治療法が確立されていけば、よりその人たちは幸福なところに近づいていくと、こういうわけですよ。だから、そこでそ

ういう人たちが少数だからといって切っちゃったら、多数派がいつでも威張っている世の中になってしまうので、こういうことは大事にしなきゃいけないというのが福祉論ですよ  
ね。

だから、その意味でぜひここまでやってきて、さまざまな課題も見つかったの  
から、今お話を聞きましたから。改めて少し長期的に継続的にこういうことができるよ  
うな仕組みをみんなで検討されていかれたらいいのではないかと思うのです。新しい分野  
だから、多分お医者さんだって全部わかっているわけではないのだと思うのです。

事業課 そうですね。

宇都木委員 出てきた症例で判断してやっているのだと思うのです。だから、皆さんの  
活動やそういうものが積み上がって行って、高次脳機能障害の1、2、3、4、5ぐら  
いが7、8までこうずっと分類ができるようになってきたら、もっともっといいことでは  
ないかというように思うのでぜひ頑張ってくださいよ、こういうのはね。

V I V I D そういうふうに認めていただけると幸いです。

宇都木委員 かなり専門家みたいに話していたのだけど、普通の人なのだから、結局対  
象になっているのは。

V I V I D そうなのです、ええ。本当に外見どこが障害なのという方もそういう障害  
をお持ちなために。

宇都木委員 いっぱいいますよね。わからないのですよ。

V I V I D はい。

久塚座長 先ほど、来年もできるようになったのよと話ししたらすごく喜んでくださ  
ったという。そういう実は待っていたのだという方は随分おられるわけですよ。

V I V I D ええ、そうです。実際には土・日だから来られる方もありますが、逆に  
土曜日だから来られないという方もいらっしゃるのです。なので、やっぱりいろんなタイ  
プのものが本来必要なのだと思うのです。大勢で集まるよりは10人ぐらいのものが幾つ  
かできるみたいな形で。そして、平日もできればお受けできるような形が一番理想的かな  
とは。

久塚座長 V I V I Dの中で世代間の傳承をしていくというか、私もNPOをいろいろ  
調べているのですけれども、今困っていらっしゃる一つは次世代育成というのが。

V I V I D はい、課題です。

久塚座長 そこが難しいなとおっしゃるNPOさんは多いのです。

V I V I D 私どもも同じです。やっぱりよくNPOで言われるのは、最初の設立にかかわった人たちというのはすごく思いが濃くて、だんだんそれが薄まっていくとか言われるのですが、私たちもまだ2年目ですので、そういう思いが強いのですが、ただやっぱり継承する若い方ですね。そこは去年ぐらいから議論をして、今年、来年に向けての方向は、考え方としては整理したのですが、実際どういう方に継承していただけるかというところで、事業所というふうな立場からの継承が一番いいのではないかと、継続的なことと言えば、というところが課題です。

宇都木委員 難しいよね。何しろこの高次脳機能障害の当事者が運動継承者にならないとだめですよ。

V I V I D ええ、そうですね。

宇都木委員 それはもう周りが応援するというのは限界がある。お母さんたちがいなくなっちゃったら終わりなのだから。だから、当事者ができるだけそれぞれの持っている範囲で役割を分担して、活動継続ができるように。そのことをみんなで考えていこうよね。

V I V I D そうですね。今年ピアサポートという言葉を使って、私たちはサポーターで、やっぱり当事者の方たちがどうしたいかということを実現するために何でもお手伝いしますというような形を勉強しているところなのです。家族会とかもつくったほうがいいわよねという話とか、そんなふうな議論は今できておまして、おっしゃられるようにやっぱり何が必要かは最もニーズを抱えておられるところから安心していただき、そこを私たちが支えていけるような形でやっていければ一番いいと思っております。

宇都木委員 大切だけど支援は支援ですからね。当事者がこのことに対してどうすればいいかという事業を少しずつみんなが考え出して、それでこの人たちが自立するための事業というのをやらないと継続ができないと思うのです。

V I V I D そうですね、それは大きな課題です。

宇都木委員 ええ、頑張ってください。

V I V I D はい。

久塚座長 ほかに。

竹内委員 では、先ほどお聞きしてわかったのですけれども、高次脳機能障害協議会とリンクしたり、オレンジクラブのリハビリ講座の活用とかそういった連携をかなりとられているようですが、当初の提案の中にケア研究会を設置して、将来的には地域活動支援センターのほうに立ち上げていこうというお話が出ていたのですが、その辺の状況がどうな

っているかという点。

もう1点は、区のほうで相談事業について去年非常に大切だということを訴えていて、相談者の関係機関の連絡会というのをずっとやられていますけれども、今回の協働をやることによって、何か区民の隠れたニーズを知ることができたみたいなお話もありそうなので、その辺のことについて何か伺えれば。

V I V I D 先に、ケア研究会は私どもの利用者さんの事例研究をしてやっていこうと思っていたのですが、それ以前から先ほどの東京高次脳機能障害協議会のメンバーの在宅生活を調査し始めていたのです。それらの方々を本来50人ぐらいの調査をしようと思っておりましたのですが、結果的に言うと25人の方にインタビューをして、それを今まとめに入っているところなのです。

ですので、ちょっとケア研究会自体がすりかわっていると云ったら変ですが、ただどういふふうに高次脳機能障害の方々に対応するかということについては、非常に濃く研究ができておまして、この間のセミナーの講師だったのですが、長谷川幹先生などにアドバイスをいただきながら、フィードバックできるところまで今参りました。残る時間でフィードバックを利用者さんにして、そしてもう少しこういった改善が生活上できるのではないかとご提案をして、それを一つの報告書にまとめようと思っているところです。

もう一つは、そういう私どものミニデイの中でやっているプログラム自体をもう少し汎用性のあるものにできないかということで、今その研究会とドッキングさせまして、プログラムについての研究も同時に進めております。

今年度の最後には両方の報告書をまとめられるかなと思っております。そういうことをしながら、どういうことが本当の支援なのかというのをはっきりさせていきたいと思っています。

地域活動支援センターは、創作活動とか居場所とかそういった総合的な部分を持つ地域の居場所として、私たちとしてはぜひ目指したいところなのですが、ちょっと区のほうにもご相談をしたりしておりますが、利用者さんのニーズがそこまであるのかというようなことを今問い返されておまして、それもありましてこういったニーズ調査をしてみたということなのです。

ただ、毎日開催して、今現在の人数の方が飛び飛びにおいでになったとしても、ほぼ人数的に言えばクリアできるかなとも思っておりますので、来年始まってプログラムも落ち着いたころに改めて申請してみたいと思っております。

久塚座長 いや、しかし大変ですよ。報告書を2本同時に抱えて、大丈夫ですか。

V I V I D 取りかかったのが実は早かったのもうそうしないとだめなわけなので。もう一つのほうは助成金の締め切りが3月ですので、何としてでもそれはやらなきゃいけないということで。

久塚座長 ねえ、お手伝いするわけにはいかないの。

V I V I D そうですね。ちょっといろいろ押せ押せになりまして。

久塚座長 大変だと思いますけど、やっぱりこういうような調査がないと区の何かを使うとか、協働してやるというときにどれぐらい必要だということが言えませんからね。それはやっぱり大事なことですよね。

V I V I D はい、証拠を示せということになりますので。

久塚座長 ああ、もちろん税金を使うわけですから、何となく必要ということでは全くだめですよ。だけど、あと支える部隊というか、先ほどおっしゃっていた専門家の先生以外にも若い人たちとか、こういうのに関心ある方がすそ野を広げてくださればね。

もっともっと大事なことが進んでいくのだろうなと思っていますけどね。

V I V I D そこを何とかしたいと。

宇都木委員 まだ皆さんは多分少数派ですから、区の意見を変えるには多数派にならなきゃいけない。

V I V I D はい。

宇都木委員 だから、高齢障害者だけでなく、これから若い人たちは未来があるのだから、こっちもとってこれという説得力があるものを組み立てなかったら少数派ですから、あまねく公平の原則を区が貫くとすれば、やっぱり多数派が優先されると、こうなるわけです。

V I V I D そうですね。

宇都木委員 それをこの協働事業で価値の高いものに、区民がそうだねと納得するものにどうやって組み立てていくかというのが協働事業論なのだから、そこは専門家も、NPOだけではだめなのです。なにしろNPOは自分が一番だと思っているから、人に何を言われたって私たちは絶対よと思っているから、まあ、そうでなきゃできないのだけど。

だから、それは周りの人たちがそれを有効に、武器に新しい事業を展開していくというふうにならないとなかなか難しいので、だから協働事業の効果をどうやって上げていくかということが大変重要だよ。

事業課 先ほどの二つ目のご質問で、相談事業の大切さと連携の中から隠れたニーズが見えてきたものがあるかというご質問だったのですが、相談事業に関しては高次脳機能障害の方、今までどこに相談したらいいのかわからないということがありましたので、専門相談をここで行っていますというふうな形でVIVIDさんが手を挙げてくださって、とりあえずここに相談を集約していただいて、必要なところに連絡をとっていただくという形ができてきてよかったかなというふうに考えています。

相談窓口連絡会に関しては、精神や身体、知的、そのほかいろいろな相談窓口が集まって情報交換等を行っておりますので、その相談窓口がまた日中活動も行っている場所が多いもので、大体一つの事業所さんだけでは支えていくのは難しい場合が多いのですね、お一人の方について。

居場所として月2回VIVIDさんがあって、日中の生活の中でホームヘルプの事業者さんが入って、ほかの日はどういふふうに活動しようかなというふうな形で、いろいろな支援機関が連携しながら支えていくような取り組みを行っていくような形になります。その中でキーパーソンとしてVIVIDさんが担っていただく場合もあるし、ほかの事業所が担っていく場合もある。そういうスムーズな連携を行うための顔の見える関係づくりが行われているかなというふうに考えています。高次脳機能障害に特化した連絡会についても、今後ちょっとつくっていったらいいのかなというふうに考えているところではあります。

竹内委員 聞きたかったのは、今回の協働で何かやってみて、区として隠れたニーズが何か知ることができたというふうなところをお聞きしたかったのですが。

事業課 ニーズがあるというのは以前からお声は上がってしまして、ただそれに対応するサービスがなかったというところはあるのです。窓口にいっちゃって、本当に相談しても何もやってくれないというような訴えをする方もいらっしゃいましたし、今あるサービスメニューの中では対応し切れない方というのが、やはり高次脳機能障害の方だったのかなと思います。

もちろん高次脳機能障害の方で身体障害もあわせ持つ方に関しては身体の作業所なり、日中活動の場なりで活動されてしましたし、ご高齢の方に関してはデイサービスなどを利用されている方も多と思います。

ただ、見えない障害、本当に身体は何も障害がなくて、高次脳機能障害が強い方に関してどう対応したらいいのかなというのは、それぞれの機関で悩んでいるところではありま

したので、もちろん今回活動していただいているVIVIDさんや障害者福祉センターの当事者のグループなどでもそういう方は参加していらして、他にももっとサービスメニューは必要なのだと思います。

ただ、対応できるだけのものはまだできてきていない。それが課題で、今度法律のほうも改正されていくのではないのかなというふうに思っています。ニーズはあると思っています。

必要性はより強く見えてきたのではないかなというふうに思います。ただ、人数が少ないのです、高次脳機能障害だけある方というのは。若年認知症の方も同じだと思いますし、ニーズはあることははっきりしているのですが、人数が少ないのがちょっとどう展開していったらいいのかなというところで、ご相談しながらということになります。

VIVID そうです。私はまだまだ掘り起こしが足りないというふうに思っています。

事業課 そうですね、周知がもっと進んで皆さんに障害が理解されてくれば、もう少し人数がふえてくるのかなと。

久塚座長 結局のところはその人がそうだというのではなくて、どのような人も新宿区、東京都、日本、世界で暮らしやすいような社会をつくらうというところは基本なので、その人がそういうメンタルなものとか機能障害があるかどうかというのは、正確につかんだからどうこうということではないので、生活しづらいということがなぜ、どう起こっているのかということを解決していくことが最終的にいいことだと思うのです。

それにしてもなかなか今までわからない、わけがわからなくて記憶のところはどうだったか、自分が何かできなくなっているといういろんな訴えが出てくる。それについてはこういうことではないですかということが情報提供できたり、あるいは家族の方がそれについて理解ができるように、今までの対応の仕方でない対応をすれば、地域の中で一緒に生活ができるようになっていくのだという方向を目指していくのだと思うのです。

やっぱり国のほうもまだまだどうしていいかわからない状態なので、これから先を目指していくとすれば、粘り強く大変だと思うのですけれども、頑張ってもらえばなと思っています。野口さん、最後に。

野口委員 すみません。自己点検シートの中で、ミニデイサービスが月2回ではちょっと少ないというようなことが入っているのですが、何回が適当なのか、参考までにどのぐらいの回数を。それで予算は増額しなくちゃいけないのか、その辺もあわせて。

V I V I D まず月2回というのは、毎週ということがもしかしたらいいのではないかと  
思っているのです。ただ、先ほど申しましたように土曜日だから来られる方と、土曜日  
だから来られない方があり、また例えば就労の過程にある方で、チャレンジワークとか新  
宿区がやっているところで実習をされたりしている方は週に1回程度なのです。そうす  
ると、その方は本当にほかに、それ以外のところに行くところがないので、うちの中に引き  
こもったり、またご家族が働いておられると、それが不安だったりということで、結局そ  
ういったニーズが実際にはあるわけなのです。

ですから、私たちの希望としては週4日はあけたいと思っているのです。ただ、あけた  
いというのは、ニーズも含めてそのぐらいなら私たちの力量としても何とかなるかなと思  
っております。

野口委員 わかりました。

久塚座長 やっぱりご家族と一緒にいるときにご家族自身に負担がかかったり、ストレ  
スになったりということも含めて、これから先はご本人がいつまでも家族の価値観の中  
で生活するというのから脱皮して、地域の中で、新宿区の中で一個人として生活していける  
ようなことが仕組みとしては最終的に多分要るのだろうと思うのです。

V I V I D そうなのですね。

久塚座長 だから、非常に難しい新しい事柄ですので、息長く頑張っていただければ。  
そのためには新しい次の世代のサポートグループをリクルートしないといけないですね。  
ぜひ頑張っていただきたいと思うのです。

ほぼ時間が来ましたので、これでヒアリングを終えたいと思いますが、何か一言つけ加  
えることはありますか。

V I V I D 恐れ入ります。ほとんどもう代表の者からお話ししておりますのでよろし  
いのですが、この事業の特色としては若い人が多いということなのです。先ほど宇都木委  
員さんがおっしゃったように若い人たちがとても多いので、それだけ早くサービスをして  
いくと、効果とか成果とかがはっきり目に見えてまいります。

それから、仲間ということでピアサポーターの話も出ました。仲間同士がいろいろ触れ  
合うことで自分自身も元気をもらったり、向上しようという気持ちが出てまいります。例  
といたしまして今まで利用者だったある方が、ここ数カ月サポーターに回ってくれるとい  
うことでボランティアの位置づけにいたしました。

久塚座長 ええ、とてもいいことで。

V I V I D ええ、それでその方は就労しておりますが、V I V I Dのこの土曜日のセミナーに喜んで今も参加して、私どものスタッフとして一緒に活動しております。

それから、もう1点なのですが、後でご配付いたしましたこの資料の5ページのところに、高次脳機能障害者の支援でどういうことに困難を感じているかということをお文章でずっと書き連ねてあるのですが、これなどをお読みいただきますと、私どもスタッフだけではなくて、高次脳機能障害者を見ている事業所さんの方は、いかに多様に高次脳機能障害者の対応についていろいろと考えているか、困っているかということがおわかりいただけるかなというふうに思いましたので、ぜひ参考にいただければありがたいと思います。

以上でございます。

久塚座長 どうもお忙しいときにありがとうございました。これからも頑張ってくださいと思います。

では、ヒアリングを終わりたいと思います。お疲れさまでした。

V I V I D ありがとうございました。

事業課 ありがとうございました。

(NPO法人V I V I D・障害者福祉課・保健予防課担当職員退席)

久塚座長 今、ヒアリングをさせていただいた事業について、それぞれ意見交換をしたと思います。

では、一つ目のヒアリングを行った事業について、どなたからでも結構ですので。どうですか。一つ一つというのが難しいようであればトータルでも結構なのですが。

宇都木さん。

宇都木委員 対象者が、もうちょっとみんな市民というか、社会に見えるようにしないと、何やっているかわからないということになるよね。

伊藤委員 両方ともそうだね。

宇都木委員 うん、だからもっと広く、まあ、難しいといえば難しいけど、しかしこういう人たちが当たり前の生活ができるようにするためにこういうことが必要だね、ああいうことが必要だねと、社会に対する問題提起したらもっと、さっき言ってあげようと思ったのだけど。そういうのが協働事業としての深まりを持つので、こういうメッセージを事業自身が持つようにしないと、どこで何をやっているかというのがよくわからなくなっ

やう可能性があるのです。

事業の中で社会に対するメッセージを、少数者なのだという印象にさせないようにするために、潜在的にうつ病である人はいっぱいいるよということ、この人たちがまともに生活できなければ次の人たちも同じことになるのだよということ、そういう何かメッセージをもう少し出してもらったらいいよねと思うね。

伊藤委員 今言ったのを広げていくと、新宿区にある企業に対して何らかの調査を区の保健予防課とか、それから産業振興課とか、そういうところがあれば一番いいのだけど。そうしないことには、この実数のというのは出てこないよね。

地域調整課長 高次脳機能障害の、それともうつ病の。

伊藤委員 両方ともそうだけど。企業だけではないじゃない。勤めている人だけだから、それは。今度はそこに勤めていない人、さっき言ったように離職者もいるわけだし、引きこもっている人もいるのだし。先ほど区にどのぐらいいるのと言ったけど、例えば2, 500人ぐらいの企業だと、そのうちの100人ぐらいは大体何らかの形で精神障害を持っていたりするわけだよ、出てきたり、出てこなかったり。

そうすると、これだけの企業があるところだと、おのずと何万人の単位になっちゃうよね、前から言うように新宿区に勤めている人も区民としての受益者とらえれば、企業もその対象になってくるから、そこら辺もとらえなきゃいけないような形になる。そうしないと、宇都木さんの言っていることが解消されない。一つのNPOができる問題ではない。

宇都木委員 企業経営のあり方にかかわるようなことになっちゃうと対応しないということになっちゃうからね。あるいはそれを理由に、NPO切りということになるから、そこをそうではなくて、そういう人たちも、うんと重症者は別にしても、そうでない人たちが仕事をしながら生活できる、そういう外側にちょっとした応援の体制があれば大丈夫なのだという、そういうところをもっと事業経営者にわかってもらわなきゃ困るよね。それを社会全体がもうそういう時代になったのだよということを書いて、そういうことを積極的にではなくてもいいけど、事業経営者が取り組もうという、そういう姿勢が少しずつ出てくればこの事業というのはかなり意味があるし、効果的になるし、社会的な広がりももっと出てくるのだろうと思うよね。

伊藤委員 障害を持っている人の法定雇用率、1.8%だけ、あるよね。あれが前は身体と知的だけだったの。それが法が改正になって精神が繰り入れられたではないですか、

4年前かな。そうすると精神障害者は、安定していればレベルが高いので雇用されやすい。だけど一つの仕事の中へその人だけを入れておくと、結構その人がまた落ち込んでいっちゃうのだよ。同じような人がいる場、スローではないけど、そこら辺のペースに合わせた一つの部署をつくったり、そうしないと難しいよね。

久塚座長 印刷とか。

伊藤委員 そうそう、製本したり、社内報をつくったり、それから名刺つくったり、それからパンフレットつくったり、研修用の小冊子つくったりだとか、もう1日じゅう仕事はあると思う。みんなそれでこなしていく。そういう人を逆に仕事ができるからとポンと持っていっちゃうではないですか、違うところに。そうすると壊れちゃう。だから、中小企業だと余計そうかも。

中小企業で難しいのはその人が一つの仕事ではないから。いろんなのをやらなきゃいけない。そういうふうな組み立てが難しいのだよね。

僕らも難しくなっていくけど。同時進行で三つの仕事をやっていくというのが。大体中小企業だと人数がいらないからそういう仕事になっちゃうのだよね。そうすると、そこで復帰しても結局またもとのもくあみになっちゃう。だから、さっき聞いたように、その職場でやっていくのか、それともほかのところへ行くのか、そこを考えないと難しいねというのがそこなのだけど。

久塚座長 そういう意味では、一企業ではなくて企業間の連携みたいなことだったり、情報交換をやってということをしなないといけない。

宇都木委員 共同事業所みたいにもしかしたら同じような仕事が、こん包だとかそういうのがあるかもしれないので、そういうのを事業所をつくってそこに仕事を出していくというのはあり得るかもしれないね。

久塚座長 まだやっぱりあれなのですよ、リサイクルみたいなのだと、これは何かを使ってやっていますというものがあるけど、障害を持っているという人たちの作品というのは、商品を含めて何かこう外側にやっているような感じなのですよ。

特別なレストランでもパンでも、やっぱり違うような形でしか見せていないから気がつかないというか、多くの区民にとって気がつかない形でお互いに融合させていけないといけない。だけど、その前提としては、先ほど言ったような2団体に頑張ってもらわないと、そもそも端緒というか、最初のところにつかないわけでしょう。

さっき伊藤さんが言ったけど、雇用率のところでは精神のところが入ってきて、お一人の

方が精神的なことと身体的なことの障害がある人だとダブルカウントできるようにしていったというふうに。でも、重要なところはご本人もだけど、そこで働いている職員の人たちがそこから何を学ぶか、一緒に働いていて、そこが起これないと、特別な人たちを個別に支援するだけでとまってしまうのです。相互理解だったり。

竹内委員 そこは企業側の問題になるのでしょうか。

宇都木委員 結局企業はコストですからね。これはもう雇用するよりは罰金払ったほうが良いと思えばそうなっちゃうのです。

竹内委員 うん、だからそうなっちゃ、それは元も子もない。

宇都木委員 だけど、こういう問題が起きているのです。それは企業経営のあり方を変えろというのに、この協働事業がそこまで迫れるほどの力があればいいけど、それが社会を変えていくということですから。

竹内委員 そうです。

宇都木委員 だけど、そういうものに少しでも問題提起になるようなことであればそれはそれでいいから、社会的なメッセージをこの事業自身がこれからそうではないでしょうというメッセージを事業自体が発していくようにしないと、そこは変わらないですよ。ましてや今みたいに大変な時期に、そういう人のことを考えられないよという話になるでしょう、企業からすれば。

地域調整課長 例えば区役所で、職場の中での理解という点で言うと、結構難しいのは、区民の方と接する窓口が多いのです。そういうとき例えば精神的にちょっと病んでいる職員が区民の方と対応したときにとんでもない対応をすることがあって、電話でもそうですし、窓口でもそうです。

竹内委員 何かそういう違う職場があればいいのでしょうか。

地域調整課長 ただ、区役所の場合だと。窓口というのは圧倒的に多いのです。例えばそういう職員をお客さんと接触させないようにしても、カウンター越しに丸見えなのです。すると、その職員が中で事務をやっている、要は薬のせいでボーッとしているとか、あるいは寝ちゃうことがあるのです。そうすると、それに対してクレームが来る。そこがちょっと、だからといって見えないところに隠しておくわけにもいかないので、結構悩ましい部分がありますね。特にうちの地域調整課がある地域文化部というところは窓口が相当ありますので、その中でその職員に対する苦情というのは結構来るのです。

竹内委員 そうですね。なじむまで多分1年とか半年とか、そういう人はかかるのです

よね、やっぱりね。

地域調整課長 いや、治ってくればいいのですが、うつ病についてはなかなか治らない場合がありますね。

宇都木委員 だから、少数派というのはそういうことなのだよ。

野口委員 うつ病というのはあれでしょう、早期発見早期治療でないとなかなか治らないでしょう。私、昔、職員を病院がへ入院させたことがあるのですよ、家族の同意を得て。それで、半年ぐらいで一応退院しましたが、やはり。

地域調整課長 完全に治りました？

野口委員 まあ、またアフターで入りましたがね。再発して。戻っちゃうのですね。

事務局 あと薬がなかなか合うのが見つからないのですよね。

宇都木委員 病気がそれ以上進まない薬を飲ませるから、もとに戻す、回復なんていうのは、痴呆症と同じで難しい。ゼロになる薬というのはないのだと言うのだから。

伊藤委員 その薬も精神安定剤だから、先ほど言ったようにボーッとしちゃうのだよね、大体ね、反応は鈍くなるし。

事務局 本人もつらいと思うのですけれどもね、その職場でずっと何もできずにいるというのも。

地域調整課長 うつ病も最近では脳に原因があると言われてきていますよね。単に線が細いとかそういうことではなくて、脳の神経伝達物質のところちょっと異常があるというふうに言われてきているので、そうなってくるとなかなか職場だけで対応するというのは難しい部分もありますね。

竹内委員 小さいときからしたたかに生きることを何か教育していかないとだめになってしまう。

伊藤委員 この社会の中でそういうのを持っている人、そうなのかもは経験上だよ。電話などの対応が難しいのだよね。先ほどのと同じで、そうすると電話もできない、人とは接しられない、そうすると隔離となっちゃうから、そうすると余計またこうなっちゃうのだよね。

地域調整課長 そうなのです。

伊藤委員 だから、そういう中で再就職ないしは離職しないようにさせていくということとの話というのは、先ほど言ったようにその企業の方針、それからその仕事の流れの中だとかを見て、全部対応が違ふと思うのだ。通り一遍のやつでは絶対できない。

久塚座長 まあ、長い間勤まるというのはどんな人にとっても難しいことですよね。メンタルヘルスだけではなくて、3カ月でやめたり、1年でやめたり、近ごろの若いのはと言うけど。

野口委員 簡単に辞職しますよね。

宇都木委員 今の若い人たちは一つのところに40年もいるなんて考えられないと言っているよ。

野口委員 そうですね、転職を簡単に考えていますよね、今の若い人は。

伊藤委員 勤めても人と話さなくたっていいわけだ。パソコン立ち上げて、出勤入れて、退社入れて、あと連絡は全部入ってくるし、そういう生活をしているから、何かあったときにパソコンとの会話なのだよ。だから、苦情もそのパソコンでポンと送りゃ済んでしまおうし。口で説明するということをしなから、どえらいことがそこに入っちゃうのだよ。

口で説明するということは、ここまで言っちゃいけないとか、オブラートに包んでここはやわらかく言わなきゃいけないなどということがあるけど、そこには出てこないのだ。だから、会社の中でひとり言になる。

久塚座長 そういうのは会社だけではないですけどね。

野口委員 そうですね。

久塚座長 今日の2事業、とても大切なことをやっているということで評価は一致していて、それをどういうふうにこれから先というか。

伊藤委員 行政もよくそこに一緒になってやっているということも認めるけど、成果に結びつくというのはどこが成果なのか。

竹内委員 何人社会復帰させたか。

伊藤委員 普通だったらそうなっているではないですか。

地域調整課長 その成果指標は難しいですね、どこにとるかというのは。

宇都木委員 だけど、こういうのが全くなくなっちゃうというのも、これもまた異質だからね。だから、こういうのも入ってきていいのだけど、だから社会全体の課題としてこれを解決することが、少しでも前進することが、社会の中が少し変わることなのだよというところにつながっていくような何か出口を、そういうところに評価点を求めないと、何人治ったから丸で、何人治らないからペケでという話は絶対できない、そんなことやってら、出口は見えないよ。

伊藤委員 ニーズとしても、どっちかと言ったら日本に限らず、世界でそういうのがふ

えている。そこが結局は数字的に判らないけど、一般論としてふえているということがニーズ。それに対して何らかの対応をとらないといけない。

久塚座長 よろしいですか、この二つについては大体共通した認識だと思うのです。やっぱり後続部隊が息長くということにかかるよね。新宿区のほうも非常に理解を示してくださっていて今進んでいるように。

久塚座長 ヒアリングを通して少しホッとしたというか、頑張ってくださいっているなという気持ちは持ちましたけど。

宇都木委員 同じようです。

久塚座長 では、次の議題に行きますか。

伊藤委員 それとあと一つ、いいですか。

久塚座長 はい、どうぞ。

伊藤委員 ちょっと提案というか、気がついたことで、さっき質問の中でもやったのだけど、21年度の反省を踏まえてどんな問題点、課題点があったの、それで何したのと言うのですけれども、ここに評価報告書があって、21年度の活動については途中なのですけど評価を書いて出しているわけだね。これというのは、ヒアリングした人たちのところに行っているよね。

事務局 はい。

伊藤委員 そこに書いてある10の評価項目に対してどんな対応をとりましたかと聞きたかったのだけどやめたの、そこまで言っちゃうと。

事務局 この自己点検シートを出し合った後の相互検証シートをつくるときのヒアリングのときに、事務局のほうで去年はこういうのを出されているけど、それについてはどうでしたかということで一応確認はとるようにはしています。

伊藤委員 結構いっぱい書いてあるのですが、例えばそれに対してどんなことを、社会的に問題を顕在化していくことが必要だったら、その顕在化させる方法はどのようなのですかとかと、そういうふうにやりたいのだけど。2年目の問題に対してね。そうしないと、これがただ出しただけで終わっちゃうから、例えばシートの中で去年の評価報告書にはこういうのがありましたから、これについて。

事務局 ああ、シートの中で。

伊藤委員 そうそう、どんな話し合いをして、どんな対応をとられましたかとか、どんな方法論で行くのですかとか、そういうのがあったほうがいいなと思って。

宇都木委員 言おうと思ったけど、それをやると総崩れになっちゃうから。そういうふうになっちゃうのでやめたのだけど。

伊藤委員 ただ、課題でありましたと、そこで済ませちゃったのだけど、こっちまで踏み込まなかった。

宇都木委員 次のときにはそれも含めてちゃんとコメントを出すように何か入れておきましょう、1項目ね。

伊藤委員 シートと同じでそれをくっつけておいてくれるとかね。

事務局 そうですね。

久塚座長 だから、自己点検シート、2年目の部分については、1年目からどうだということわかる、1年目で自己点検するわけでしょう。で、コメントをもらうわけでしょう。それに対してどう対応したかというのを2年目のところに少し書き込めればという。竹内さんが質問したのはそれに近いような。

竹内委員 ああ、そうです。

久塚座長 ちょっとやんわりとね。

宇都木委員 それは本当にやるべきだけど、それをやるとこれだけになっちゃうのだよ、今度は。そうになっちゃうとまずいので、もう少し前向きにと思って言わなかったのだけど、だけど本当はそうだったよな。何のためにいっぱい議論したということになるからね。

竹内委員 うん、継続事業ではね。

宇都木委員 継続性がなくなっちゃう。

久塚座長 では、今日の議題の(3)の協働事業評価書の作成で評価点を決定する2事業なのですが、ほっと安心地域ひろば、それから思春期の子育て支援事業の二つにつきまして、配付資料のⅡ。

事務局 配付資料のⅡの①と②が一緒につづってあります。

久塚座長 はい、一緒につづってあります。それぞれ通しページがあって、1ページから8ページまでというふうになっております。この中の四角のところの右側のほうに(1)、(4)、(1)というふうになっている。その点数をその二つについて決定するというのが今からの議題になります。

事業名、ほっと安心地域ひろばについて進めさせていただきます。1番について、下のコメントはまだですので、コメントではなくて点数のところだけ。

1番については②。

宇都木委員 はい。

久塚座長 2番につきましても適正である、②。3番目、②。4番目、②。5番につきましても②。6も②。7について②。8番につきまして②。9番につきまして②。

総合評価、アルファベットのBでよろしいでしょうか。

宇都木委員 はい。

久塚座長 では、もう一つの事業、思春期の子育て支援事業について行きます。

1番目については②。2番目につきましては③。3番につきまして②。4番につきまして②。5番につきまして②。6番につきましても②。7番につきましても②。8が難しいところで、③。9番につきまして。③か②か。ご意見を。

宇都木委員 まあ、③かな。意見が分かれているということは③にしましょう。

久塚座長 はい、9番につきまして③。

総合評価につきましてB。よろしいですか。

宇都木委員 これに意見を集約してもらうのかな。

久塚座長 はい。

宇都木委員 評価のところに合わせるように。

久塚座長 手続的には今お手持ちの資料で、四角の中に①とか②とか頭のところに付けてあると思うのですがけれども、それが②にチェックを入れた方の誤字、脱字等を除いて、できるだけそのままの形で書いたコメントが四角の中にあります。これをまたまとめていただく形になります。流れはそうですね。

事務局 はい。

久塚座長 では、点数化についてはよろしいでしょうか。

それから、3番の議題の二つ目なのですがけれども、今度はコメントの取りまとめの中身に入っていきたいと思います。それにつきましては事前配付資料のⅢ。

事務局 はい、これが4ページずつありまして、①、②、③、また一緒につづってあります。

久塚座長 既に点数をご決定いただいたものについて四角の中のコメントについてということになります。この部分の取りまとめについて、補足が何かありますか。

事務局 前回点数を決めていただきました乳幼児文化体験事業、それから中途失聴・難聴者リハビリテーション事業、それから神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業の三つについて、前回決めた点数をもとにコメントをまとめたものがこちらにな

ります。

コメントをまとめるに当たっては、評価にあたっての着眼点を踏まえまして、それに対応させる形で委員のそれぞれのコメントをまとめていきました。本日はこれについて追加項目や削除したほうがいいのか、修正等についてのご意見をいただきたいと思います。

前回のときにお話がありましたが、ほとんど②番の適切であるという各項目が多くて、ただし総合評価についてはBになるということで、各項目については適切であるのだけでも、総合評価とすると相対的に見るとBでありますよというのは意識しながら総合評価のコメントを事務局案としてまとめたつもりでおります。

久塚座長 はい。前回少しお話が出たと思うのですが、適切であると評価する中に改善点がたくさん出ているようなものについては少し整理をさせていただいて、そうではなくて適切であるというところに印を入れた結論をとるのであれば、コメントの箇所もそれに見合った形でのコメントを重視するという形をとらせていただいで整理をしております。

それから、最終的なところもBになった場合に、個別の点数はそこにつくのですけれども、Bであるゆえんについてコメントをしているということになります。

その3事業あるのですけれども、4ページまでの一つ目のことにつきましてご意見がありましたら四角の中の部分ですけれども、発言をしていただきたいと思います。一つ目の事業、乳幼児文化体験事業につきましてご発言をお願いします。

村山委員 4ページ目のところの「なお」というのはどういう意味でしたか。

地域調整課長 総合評価コメントですか。

村山委員 あえてこんなコメントをするという意味がよくわからない。

事務局 これはあえて入れたほうがいいのではないかと、前回のときのお話でありまして入れたのです。

村山委員 ああ、そうなの。ずっと見てくればこんなの書かなくても。

伊藤委員 各項目が適切であるとなるとAになっちゃうのではないかとということでしょう。

事務局 そうです、そういうお話があつて。

伊藤委員 それでこれを入れたのだよね。

宇都木委員 入れたことの後がその理由になっていけばいいけど、それほどのことではなきゃとっちゃったほうがいいよ、誤解を招くよ。「それは」のところを入れたいから「なお」

を入れたわけ。

これ、だれかの意見としていろいろ出たやつをまとめたらこうなったのだから、それはそれでいいのではないかな。

事務局 そうです。「それは」のところは、この前の段落で評価できる部分を入れているので、その評価はできているのだけれども、こういうところが一部改善が必要だねというところで、この「なお」以降を入れる。「それは」以降を入れるので、この「なお」が間に入っております。

宇都木委員 そうですね。

事務局 はい。

宇都木委員 だから、いいよ、なくても。

久塚座長 まあ、「なお」から2行とるのであれば、「それは」というのを消してしまって、「現時点の成果で満足せず～」と。

事務局 そうですね。

宇都木委員 そちらのほうがいい。

久塚座長 で、「さらに、この事業」というのをうまくつなげていってですね。

宇都木委員 それのほうがいい感じ。適切になった以上はよほどの理由を書かないと、何で適切と書くのですかということになるから。

事務局 これ、とっちゃいますか、この2行をとって。

野口委員 2行とって「それは」まで。

久塚座長 前回の会議ではこういうのも入れないとわからないよみたいな話があったので、皆さん方のご意見をいただいて、ただ、これ、あまりにもストレートにそのまま書いちゃったから。

竹内委員 そうですね、確かにそういう意味では。

久塚座長 もう少し雰囲気をお察ししていただいて書いていただくと、そうではなかったのかもしれない。

事務局 そうですね。ストレートにちょっとこう。

久塚座長 そのままそう思って入っちゃった。

事務局 そのまま入れてしまいました。

久塚座長 では、結論。では、2行とっちゃって、その次のところの「それは」をとって。出だしのところですね。

地域調整課長 「今後」にしましょう。「今後、現時点での成果で満足せず」云々かんぬんで、その段落の3行目、「いってほしいと考えるからである」ではなくて、「いってほしいと考える」。要するにこの会議としてはこういうことを望んでいきますよということを入れるということによろしいですか。

竹内委員 いいのではないですか。

伊藤委員 考えるではなくて「ほしい」でいいのではない。

地域調整課長 ああ、「ほしい」でもいいですか。「期待する」とかね。

伊藤委員 そうそうそう。言い切りの形が多いから、これ。

地域調整課長 「期待する」にしますか。

事務局 これ、「期待する」にしてしまうと。一部改善は必要だが、というところが弱くならないですか、このBにつけた理由、コメントとしては「期待する」にしちゃうと。

地域調整課長 「期待する」と。

事務局 「期待する」とどっちでもいいよみたいな。「ほしい」もあまり変わらないですけど。

野口委員 「ほしい」と言い切ったほうがいい。

地域調整課長 では、「いってほしい」にしますか。

事務局 そうすると、何でAではないのという。今後ですものね、それで。

地域調整課長 まだ100%ではないよと、完璧ではないよという意味で一応B。どうですか、座長、それで。

久塚座長 はい、「ほしい」でとめましょうかね。「さらに」は入れちゃいますか。

地域調整課長 最後に「要望する」と言っているのか。

宇都木委員 こういうことを要望するがゆえにBだということだよな。

久塚座長 ねえ、そういうことです。

宇都木委員 まだやることが残っているので、もう少し頑張ってくださいと。

地域調整課長 これ、「さらに」を「また」にしましょう、「また」。

伊藤委員 何も入れなくたっていい、「この事業は」で。

地域調整課長 接続詞なくていいですか。

伊藤委員 うん。そのほうが強くなるのではないですか。

地域調整課長 では、接続詞なし。

事務局 はい。

村山委員 これ、「市民」ではなくて「区民」でもいいのではないの。

事務局 「市民」と「区民」と分けて使っているところがある。

伊藤委員 ここの「市民」というのは、NPOの活動と行政の協働について言っているのでしょう。

事務局 はい。

伊藤委員 だから、「市民」なのでしょう。

事務局 ええ。

伊藤委員 広くとらえて。これを「市民」にすると、次もこれ「市民」。「区民」にする  
と「区民自治の実現」、これ、ずっと全部「区民」になっちゃう。

事務局 何となく狭い意味合いになってしまう。

伊藤委員 なっちゃうからだ。

久塚座長 まあ、全然意味は違うので、この場合の「市民」というのは。このままでいいでしょう。はい、ありがとうございます。

ここで一つ目につきましてはそれでよろしいでしょうか。

宇都木委員 はい。

久塚座長 はい、ありがとうございます。では、二つ目、またページを打っていますけれども、これも4ページまでですけれども、これにつきましては③というのがたくさんありまして、総合評価Bという形になっております。

地域調整課長 総合評価の最後の段落、「さらに」というところはどうしますか。

伊藤委員 この「さらに」は、それに加えて聴覚だけではなくという意味だからいいのではないの。その上という意味でしょう、聴覚だけでなく。ただの接続詞と違うから。

宇都木委員 そうそう、これ、大事なことだよ。だれが書いたのだから知らないけど。

地域調整課長 では、これは残しますか。

宇都木委員 うん、残して。障害者支援のありようをやっぱりこういうふうにしないと狭くなっちゃうよ、全然。

伊藤委員 そう。

宇都木委員 聴覚障害者だけを支援すればいいという問題ではなくて、高齢者が持つ、高齢者であるがゆえの障害というのはたくさんあるわけだから、そういうものの一つに考えないといけないよということは必要なことだよ。

事務局 「さらに」で大丈夫ですか。

地域調整課長 うん、全然。

事務局 中は大丈夫ですか。

伊藤委員 よく書いてありますよ。

事務局 これをまとめるときに疑問というか、一つ感じたのが、今のこの中途失聴・難聴者リハビリテーション事業自体は高齢者だけではなくて、若い方も対象としているということなので、結構高齢化の関係で書いてくださった委員が多かったので、その辺、うまくまとまっていないのではないかなど不安に思っているところがあるのですけれども、大丈夫でしょうか。

宇都木委員 では、「高齢者」というのはとればいい、「すべての人々」が。「さまざまな障害を持つすべての人々の社会参加を実現し」、そういうふうになればいい、高齢者だけではないと。

事務局 でも、ニーズ的にはやっぱり高齢者に多いのですよね。

地域調整課長 高齢者が多い。

竹内委員 うん、高齢者だよ。高齢化社会だから。

久塚座長 これはいいかな。この文章の中に高齢社会とか高齢者と出てくるけど、狭い表現ではないですよ、これを見ていたら。

事務局 それで総合評価のコメントのところの2段落目のところは「中途失聴・難聴者の多くが高齢者であることを考えると」というふうに入れてあるのです。高齢者にやはりニーズが高いだろうということで入れてあります。

久塚座長 直しなしでいいのではないですか。

事務局 ありがとうございます。

久塚座長 神楽坂に移ります。オール②で。これは難しい。また、先ほどと一緒にBなのですが、どのように。一つ目はわざわざコメントを2行入れたのだけど、こちらには案のところにその2行に当たるところはない形になっております。

事務局 はい。

伊藤委員 1ページの2のところのコメントで、「具体的で明快な」というのはよくわからないのだけど、抽象的で。これ、要らないと思うよ。

「登録文化財の登録・表彰という目標に加え、それを活用したまちづくりを見据えている点を評価する」で別にいいのではないかなと思うのです。

久塚座長 これ、登録という、その目標が明快だということでしょうか？ストレートにこ

れに上げるよということで、明快な目標ということではないのですか。登録文化財への登録・表彰という目標の具体的で明快なことに加え、それを活用したまちづくりを見据えている点を評価するというではないの。全然違うの？

伊藤委員 これ、登録をすることが具体的で明快だということでしょう。

久塚座長 ああ、やっぱり前。

伊藤委員 登録文化財ではなく。

事務局 ですね、そうすると。「登録文化財への登録・表彰という具体的で明快な目標に加え」ですね。

伊藤委員 そう、うん。

久塚座長 そうですね。

事務局 はい。

久塚座長 「関係がうかがえる」、それで②なので、それぞれの四角の中は適切であるというところにウエートが置かれているのです。それは当然なのですけども、それがBの総合評価のところはどういうふうにあらわれているかということについて評価できると。「一方で」というところですね。

宇都木委員 この「一方で」のところ、最後の2行目のところの後ろのほうだけど、それだけがBにした要因だとしか、とれないな。みんないいことしか書いていないもの。いいことでいいのだけど、もうちょっとこれは幅広くやってほしいという、神楽坂だけではなくて新宿区の全体に引き直した場合のあり方も一緒に示してほしいというぐらいのことを言っておかないとBにならないよ。これ、全部いいことになっちゃうよ。

事務局 そうですね。他の地域へもということですよ。

宇都木委員 うん。新宿のまちづくりにこういう問題を提案の中に入れていくためにはどうするかということをもう少し考えられるような。

竹内委員 モデルですね。

宇都木委員 問題提起ができないと。

伊藤委員 そこに少し該当する部分とすれば、総合評価のコメントの下のところの「NPO及び行政の多部門の協働事業として取り組んでいくべきである」とか。これだけではなくてね。

宇都木委員 だから、これをBにした理由として真ん中辺に「一方で」とあるではないですか。その二つが消極的にしか受けとめられないから、もう少しここは少し何か強調し

たほうが。

事務局 この「他地域での活動に生かせるよう」というのをもう少し具体的に書いたほうがいいですか。

野口委員 うん、そこだよな。

伊藤委員 だったらもう少し広げちゃって。新宿区全体にわたるとか。

野口委員 まちづくりの「モデル地域として」とか何か入れていったら。

伊藤委員 それの手法が水平展開できるようなとか、そんな意味でしょう。システムの構築をしてほしいとか、手法を開発してほしいとか。

宇都木委員 少し対峙的な言い方をすると、開発だけのまちづくりではなくて、歴史的な文化的なものが生かされた人が住みよいまちにするために、このことを通じてまちづくりを見直してほしいということが、このNPO側が提示している問題ですよというふうにすれば、そこが足りないのではないですかということをごどこかに言えばいいのではないですか。

野口委員 この下の文章でもそうになっていますけどな。

久塚座長 「一方で、この事業で培われた手法やネットワークが限定的なものになることなく、他地域での活動に生かせるよう、成果を示していく必要がある」。

竹内委員 そうではないですか、いいのではないですかね。

宇都木委員 これ、後ろのほうに行ってまちづくりの見直しみたいなものが。

久塚座長 宇都木委員からの発言は「期待する」の後に加えるということ？

宇都木委員 うん、そこか、この中にもう1回。

久塚座長 要は歴史的、文化的建物保存とまちなみ保存というのを超えてということですか。

宇都木委員 うん、これからのまちづくりに対してもそういうものを加味した見直し求められるというふうにしないと、この人たちが活動できないのだな。

久塚座長 ああ、では、これの評価ではなくて、波及していくことを求める。

宇都木委員 そうそうそう。この機会にこれからのまちづくり計画を、こういうものを加味したものに見直していったらどうですかという提案をしてあげると、まだ課題が残っていて、Bだということが少し強調されるのではないのかと。

久塚座長 ああ、はい、はい。

宇都木委員 神楽坂だけで終わっちゃっていたのでは、もともとまちづくりのあり方に

ついて問題提起しているわけだから、開発だけではなくこういうものを残しましょうという。そここのところをこれからのまちづくり計画の見直しにこういうものも加味するような、そういうこともこれからの課題としていくべきではないのでしょうかと、ここで満足しちゃ困りますよと。

伊藤委員 先ほども言ったのだけど、この最後の部分のところが非常に重要な言葉だと思う。ちょっと言葉を直しちゃうけど、「NPOと行政の多部門にわたる協働事業として今後は取り組んでいくべきだ」とか。都市計画部だとかいろいろなところと今後やらないと、地域文化部だけではなくて、宇都木さんのもそういうことだと思うのだよ。いろんなところを巻き込んだものではないと。

事務局 そうですね。景観まちづくりのほうも。

伊藤委員 うん、環境も入ってくるし。

事務局 ということですよ。

野口委員 そうすると取り組んでいく必要があると。

伊藤委員 「いく」、それか「べきである」とか。

事務局 「べきである」。

野口委員 「大切である」とか「肝要である」とか。

伊藤委員 そう、「肝要」だとかね。ちょっと緩いと「肝要」。

宇都木委員 Bの理由はやっぱり少し強調しておかないとだめになるよ。

事務局 はい。

久塚座長 伊藤さんがおっしゃったことを、ちょっと通して案を言っていて、「考慮し」の後を。

事務局 「考慮し、NPOと行政の多部門の協働事業として今後は取り組んでいくべき」。

伊藤委員 「多部門にわたる」。

事務局 「多部門にわたる」。

伊藤委員 協働事業として取り込んでいくべき必要がある、肝要であるとかね。「べき」だと一番すごいけど。

久塚座長 では、伊藤さん、もう一遍言って。

伊藤委員 「考慮し、NPOと行政の多部門にわたる協働事業として取り組んでいってほしい」。

久塚座長 プレッシャーをかけるということよね。

伊藤委員 うん。

地域調整課長 「いくべきである」。

伊藤委員 うん、ちょっと緩いと「いってほしい」だろう。強く言うとも「べきである」。どっちがいいですか。

野口委員 「いくべきである」のほうがいいかな。

地域調整課長 「いくべきである」ですね。

村山委員 何かこれ、全体を評価するのと注文とごちゃごちゃになっていて、もうちょっと評価するなら評価してあげて、後のほうに。注文を出すとか、何か褒めたり、注文つけたりしているから。

久塚座長 最後の一段落のところの、中に「敬意を表する」というのもあってということ、多分村山委員はご指摘だと思うのです。だから、そこでとめてしまうか、評価すべきであるかということをやうまくして、広い問題なのだよというふうにコメントをつくらうとしたのだろうけど、丸になっちゃったのだ。最後のところは。

地域調整課長 評価と要望がごっちゃになっているという。

事務局 でも、ここ、ちょっと話が変わってくる。

宇都木委員 この事業まちづくりをやっているわけではないからな。だから、この事業でやっていることが生かされるようなまちづくりにしていくことが必要なのだよということを書いてあげればいいのではないの。

事務局 ただこれ、前のほうは具体的なものに対してのコメントなのです。

久塚座長 だから、はい、わかりました。「一方で」というところの2行をちょっと預からせていただいて、それ、後で出しますけれども、「なお」から始まって「敬意を表する」も、それもそのまま評価のところに行きますよね。「姿勢もうかがえる」まで評価のところに行って、しかしながら、景観まちづくりに向けた環境整備を行うには条件がこれであり、であるがではなくて、であり、まちなみ景観、環境を含んだ面での登録も考慮するなど、これこれを期待する。で、この事業で培われた何々というのを行く必要があるというのを最後に持ってくる。

事務局 この事業、「一方で」をやめて。

久塚座長 だから、評価するところを前に整理すると。総合的に進めろと言うのと、成果をほかのところにもまで広げる必要があるというふうにすると思います。よろしいですか。

宇都木委員 はい。

久塚座長 ころうじて頭が回っているような感じがあるけど。微調整が出てくるかもしれないけど、その点はお任せください。よろしいでしょうか。

宇都木委員 異議なし。

久塚座長 では、もうこれは案をとってしまって、これ、もうつくりましたよというのをまた流してもらって、文字の誤りとかあったらそれでね。

事務局 はい。

久塚座長 今回のものをここの委員会の結論といたします。

それから、(4) 評価書様式の改正案ということになります。

事務局 評価書様式の改正案につきまして、今回お手元にお配りしていませんけれども、前回のときに委員から出された改正案を提示させていただきました。その様式としては初めに総合評価と、あと総合評価のコメントを持ってきて、その次に項目ごとの評価点を一覧表にしたのを載せて、その後に、それぞれの項目のコメントを載せるというふうなものでした。もしごらんになりたい方は。

久塚座長 みんなイメージできておられます。

事務局 はい。それについて前回のときにご意見を伺えませんでしたので、本日伺えればと思っております。

伊藤委員 1から10まで並べるよね。その下にコメントがあるでしょう。そこの評価点は何だったかなと上へ行けばわかるのだけど、コメントのところは、自分とすればBとあればわかりやすいな。上をひっくり返って、何だったかなと見ればいいのだけど。

事務局 そうですね。

地域調整課長 コメント欄にも一言入れておけばいいではないですか。

伊藤委員 そうそう。

事務局 コメント欄にも、一覧で載せたほかに追加でさらに。

伊藤委員 ②とか書いて。

事務局 コメント欄にもあったほうが、そうですね、いいですね。

伊藤委員 何の評価かなと一々上に戻らないで読まなくていい。

久塚座長 みなさんついていきましたか、今のイメージ。

野口委員 わかりました。

伊藤委員 それだけ思いました、あとはいいです。

事務局 はい。

久塚座長 提案いただいた中身というのは、思考の過程で結論を出してポンとするのと、報告書をつくって、最初と最後の結論のところが重要なところなのだけれども、それに至った理由というのを後ろに書くというスタイルでどうかというご提案だったのです。その様式はつくりますと。微調整で、今、伊藤委員から一々前に戻って評価点を見るのはというご意見があったので、それで要は評価書として意図したところが相手に伝わるような形式をつくってもらいますので、それはもう1回みんなにできたものを流してもらってということによろしいですか。

事務局 はい。それで、あと実際に委員が評価をなさるときには、今の形式のほうがやりやすいですね。

久塚座長 うん、それはそうです。やっぱり最初に結論を出して、後で項目別評価を1個1個書いていったらもうぐちゃぐちゃって行くと思うのです。

事務局 評価報告書にまとめる段階でこれにするという。

地域調整課長 だから、逆のパターンにすればいいでしょう。

久塚座長 うん。

地域調整課長 演繹法と帰納法と逆にする。

事務局 それとも今のようなコメントをまとめたときには、もう既にこの形になっていたほうがいいですね。

久塚座長 いや、会議の流れはそれで、どん詰まりのところだけひっくり返したほうが。

事務局 ひっくり返すということで。

久塚座長 はい。

地域調整課長 報告書のところでひっくり返せばいい。

久塚座長 ええ。

事務局 わかりました。

久塚座長 やっぱりこの委員会で議論するのはそれが見えたほうがいいでしょう。それで、多くの区民の方に出すときには結論が先に見えた方がいいのではないですか。

事務局 はい。

久塚座長 よろしいですか。では、そういうふうにしましょう。

それから、(5)のその他に入って。

事務局 次回の会議ですが、第4回協働事業評価会は12月16日の木曜日、午後1時半から3時30分までになります。会場は本庁舎の6階の第4委員会室を予定しております。

す。次回の会議の内容としましては、本日ヒアリングを実施した2事業についての評価点の決定、それから本日評価点を決めていただいた2事業についてのコメントの作成になります。

あと、また本日、先ほどまとめましたコメントについて、再度よく見てみたら修正したほうが良いというようなことがありましたら、事前にご意見をいただいて、そのコメントの調整も行いたいと思います。

それから評価報告書を今度作成していくようになりますので、その報告書の構成をどうするかという話をさせていただきたいと考えております。

それから、評価会の前、1時から1時30分までなのですが、今年度の協働事業提案審査報告書の区長への提出を行います。そちらにつきましては、12時55分に本庁舎3階の区長室の入り口すぐのところに待合スペースがございますので、そちらに集合していただいて、1時からその報告書を渡すというのをしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1時半になりましたら6階に移動していただいて会議を始めるようになります。

久塚座長 よろしいですね。

伊藤委員 質問。2事業の評価書はいつまでにつくって出すの。

事務局 今日ヒアリングを行ったものについては、本日データで様式を送らせていただきますので、12月6日までに提出をお願いいたします。

あと、それから審査報告書のほうなのですが、修正案を先週金曜日にメールで流させていただきました。それについて、またご意見、さらにございましたら、全体的なところも見ていただいて、12月2日の木曜日までにご意見をいただきたいと考えております。そこで最終的に修正をしまして、報告書として刷っていく作業を行います。

今回送らせていただいたのは、提案制度に関する今後の課題と、選定理由のところの委員からそれぞれ出していただきましたご意見についての修正しかお送りしていないのですが、第4回の審査会のときですね。冊子状にしたものをお配りしていると思います。全体的にも見ていただきまして、ここもこういう工夫ができるのではないかなというようなところ、気づいたところがありましたら、それもあわせてご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

久塚座長 ほかの仕事も抱えながら皆さん動いていますので、もちろん事務局もそうですけれども、これは年末に向けて大変なことになっていますね。よろしくお願いいたします。

事務局 12月2日の木曜日までに審査報告書の修正案がございましたらください。

伊藤委員 なければ出さないでいいの。

事務局 はい。それが12月2日の木曜日です。それから、本日ヒアリングを行っていただきました2事業のシートを作成していただくのが12月6日の月曜日までです。

久塚座長 お休みの委員にもご連絡等、よろしく願いしておきます。1月に入って最初の委員会の日にはちだけもう一遍アナウンスしてください。

事務局 はい。第5回の評価会で1月20日の木曜日になります。午後2時からを予定しております。

久塚座長 はい、では、今日は大変長い時間になったのですがけれども、各委員のご協力、事務局もどうもありがとうございました。

では、本日の会議、これで終わりたいと思います。

どうもお疲れさまでした。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —